HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アメリカの対外政策と経済的進出 : 第1次大戦前を中心に
Author(s)	外山, 忠
Citation	北海道大學　經濟學研究, 25(1), 41-88
Issue Date	1975-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31311
Type	departmental bulletin paper
File Information	25(1)_P41-88.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

アメリカの対外政策と経済的進出

―― 第1次大戦前を中心に ――

外　山　　忠

目　　次

はじめに
Ⅰ　アメリカ対外進出の特殊性
　――問題提起――
Ⅱ　アメリカの対ラテン・アメリカ進出とその実態
　㈠　アメリカの対ラテン・アメリカ政策
　㈡　対ラテン・アメリカ政策と政府借款
　㈢　小　　括
Ⅲ　対外進出の特殊性と資本輸出
　㈠　アメリカの経済的進出
　㈡　アメリカ資本輸出の性格
　㈢　対外政策と資本輸出
　むすび

はじめに

19世紀最後の四半世紀を境にしての，産業資本主義段階から独占資本主義段階への資本主義体制の移行は，世界の分割のための斗争，つまり，植民地略奪のための斗争の激化と結びついていた。事実，産業資本主義段階がその最高の発展を示した1860年代，70年代以降にイギリス，フランス，ドイツ等の諸列強はその植民地領有を飛躍的に増大させていったのである。従って，帝国主義世界体制は植民地領有＝領土獲得をその不可欠の一環として内包していたといえる。かくて，ほぼ今世紀を境に，帝国主義諸列強による世界の領土的分割は完了したのである。

ところで，この領土分割斗争における対外進出において，アメリカ帝国主

義だけは，他の諸列強に比べて特異な様相を示したといわれている。その際，レーニンの次の叙述がしばしば引用される。「アメリカはすべての国を略奪し，しかも非常に独創的な仕方で略奪している。アメリカは植民地をもっていない。」(「ロシア共産党(ボ)モスクワ組織の活動分子の会合での演説」邦訳「レーニン全集」大月書店　31巻　p. 456) レーニンのこの叙述自体は，第1次大戦後の，しかも，アメリカと他の資本主義世界全体との矛盾を考慮したうえでの，アメリカ帝国主義の対外侵略の性格についての言及であるが，このようなアメリカ帝国主義の性格は，すでに第1次大戦前においても顕現していたという理解がなされているのである。

本稿は，主として20世紀初頭から第1次大戦までの時期を対象に，また地域的にはラテン・アメリカに限定して，アメリカ帝国主義の対外侵略における特殊性とはいかなる内容をもち，どのように理解されるべきかという点を事実に即して明らかにすることを第1の課題とし，更に，そのようなアメリカ帝国主義の特殊性と経済的進出としてのアメリカ資本輸出はどのような関連をもっていたのかという点を明らかにすることが第2の課題である。

Ⅰ　アメリカ対外進出の特殊性——問題提起——

我々はまず問題の手掛りとして，第1次大戦前のアメリカ帝国主義の対外膨脹の特殊性について最も鮮明な問題意識の下に諸労作を発表しておられる高橋章氏の見解を検討することからはじめよう。

氏によれば，アメリカ合衆国は1870年代，80年代に独占形成が進み，ドイツとともにイギリス，フランスに競争を挑むことにより，また客観的には最初の世界再分割戦争である米西戦争によって帝国主義世界体制に影響を与え，かつその一翼を担うことになった。しかしながら，「アメリカが世界の分割がほぼ完了した段階で帝国主義的海外膨脹に乗り出したことは，他の内的要因とあいまって，この国の世界支配の志向と帝国の形態に他の帝国主義強国といささか異った性格を刻印することになったように思われる。つまり，ヨーロッパの他の帝国主義のごとき領土的併合の追求と植民帝国の建設を主な目

標としない世界帝国である。事実，合衆国は帝国への道の出発点でフィリピン，グァム，プエルト・リコなどの海外領土を併合したのみであり，その後は他民族と領土の政治的併合は企図せず，『門戸開放』と『汎米主義』の原理に示され，また『ドル外交』に象徴されるように，いわば『非植民的膨脹』と経済的外交的手段による世界支配を推進した。[1]」従って，「アメリカ帝国主義は，成立の当初から現今の新植民地主義に特徴的な世界支配・他民族抑圧の方式を基本とする帝国建設に乗り出した[2]」のである。つまり，氏によれば，第1次大戦前のアメリカ帝国主義の対外膨脹の特質は，その本質において「非植民的膨脹主義」，その形態においては「経済的外交的隷属化」を基本とするものであり[3]，言葉を換えて言えば，「『非植民的膨脹』を基本戦略とする……『門戸開放帝国主義』[4]」であった。この路線は「政治的併合の責任と面倒を回避しつつ，いくつかの必要な戦略的拠点を確保することによって，アジアとラテンアメリカの有望な市場を支配しようとするものであったが，アジアでは門戸開放通牒として，ラテンアメリカではカリブ海地域の保護国化政策として具体化され[5]」，「以後今世紀の前半を通じてその有効性が証明された。[6]」その意味で，第1次大戦前のアメリカ帝国主義の特殊性の把握は，第2次大戦後の今日のアメリカ帝国主義の地位の必然性の理解に通ずると指摘されるのである。[7]

それでは，このような特質をもたらした要因は何に求められているのであろうか。氏はその史的要因を「内部的要因」と「国際的契機」に分けておられる。「内部的要因」としては，第1に，建国以来の大陸的膨脹の伝統及びその結果としての広大な国内市場の存在，第2に，最大の工業国であると同時に最大の農業国であるという独特の経済構造があげられ[8]，「国際的契機」としては，第1に，海外膨脹への志向が強まった時には世界の領土的分割がほぼ完了した段階であったこと，第2に海外膨脹に乗り出した当初から民族解放斗争に直面せざるを得なかったことがあげられている。[9]

以上がアメリカ帝国主義の特質に関する高橋氏の基本的な見解である。

このような高橋氏の見解をここで全面的に検討することは不可能であるが，

これからの議論との関連で若干の疑問を提示してみたい。まず第1に,「……現今の新植民地主義に特徴的な世界支配・他民族抑圧の方式を基本とする帝国建設」という理解である。このような理解は，岡倉氏，土生氏らの理解と一脈相通じるものがある。岡倉氏，土生氏の見解を引用しておこう。「こんにち新植民地主義政策の特色とされている，形式上の独立はみとめるが実質上の政治・経済支配を温存して独立の内容を骨ぬきにするという間接支配の政策は，すでにアメリカ帝国主義が数十年にわたってラテン・アメリカ諸国にたいして実施してきたところである。」[10]「新植民地主義の個々の手法たとえば，その重要な手法としての間接支配の方法は，二十世紀初頭以来，アメリカがラテン・アメリカ支配の際に使用した方法」[11]である，等々。

ただここで注意を要することは，岡倉氏らはあくまでも新植民地主義的政策或いは諸手法に限定して使用しており，高橋氏においては，新植民地主義それ自体に関する言及は全くなされていないということである。しかし，それにもかかわらず我々が両者の共通性を指摘するのは次の意味においてである。岡倉氏らが政策に限定しつつも，なおかつ上述のように主張される根拠は，ラテン・アメリカ諸国の「形式上の独立」にあるということであり，高橋氏においても,「新植民地主義に特徴的」な内容は「政治的併合の責任と面倒を回避」する「非植民的膨脹主義」であったことを考慮すれば,それが「政治的併合」の有無を基準に使われていることは明瞭である。従って，岡倉氏らが「新植民地主義政策」或いは「新植民地主義の個々の手法」と言い，高橋氏が「新植民地主義に特徴的」という場合，その基準が，たとえ形式的にせよ，政治的に独立しているか否か，というところにあるという点において両者は全く一致しているわけである。

そこで問題は，第1次大戦前のアメリカ帝国主義の海外膨脹の特質を政治的独立か否かを唯一の基準とする新植民地主義的特徴として把握することが果して的を射ているかどうかということであり，裏返して言えば，第1次大戦前にアメリカ帝国主義の支配をうけた諸国と第2次大戦後の新植民地主義の下での「独立国」を同一に扱うことは正しいか否かということになる。

第2に，すでに触れたように，岡倉氏らはこの新植民地主義的特徴をアメリカ帝国主義の対ラテン・アメリカ進出に限定して，しかも政策についてのみ使用しているのであるが，高橋氏においては，アジアとラテン・アメリカ両地域へのアメリカ対外進出の基本的特徴として，つまり，第1次大戦前のアメリカ帝国主義の対外進出の基本路線として使用されているということに関連する。

つまり，アジア及びラテン・アメリカ両地域へのアメリカの進出を基本的に同じ路線――高橋氏はそれを「非植民的膨脹」を本質とする「門戸開放帝国主義」と規定するのだが――で包括できうるのか否かということである。換言すれば，アジア及びラテン・アメリカへのアメリカの進出における具体的形態は異るが本質は同一であると理解してよいかどうかということである。

第3に，アメリカ帝国主義の海外膨脹の特質とそれを必然化させた要因との関連である。高橋氏があげておられる「内部的要因」と「国際的契機」は必ずしもその関連が内容的に統一されて把握されているとは言い難い。従って若干の困難が伴うのではあるが，おおよそ次のように理解してよいであろう。

氏の言われる「内部的要因」，すなわち，大陸的膨脹とそれに基づく広大な国内市場の存在及び独特の経済構造は，結局アメリカが他の諸列強に比べて遅れて海外進出に乗り出した（或いは乗り出さざるを得なかった）という限りでの，いわば，アメリカ帝国主義の海外膨脹にとっての消極的な要因として作用したにすぎず，従って，アメリカ帝国主義の海外膨脹の特殊性に対しても間接的な影響を及ぼしたにすぎないということである。このように考えれば，「内部的要因」は第1の「国際的契機」，つまり，アメリカは世界の領土的分割がほぼ完了した段階で本格的に海外膨脹に着手したという事実のなかに基本的に包摂されるべきものであろう[12]。従って，第1の「国際的契機」は「内部的要因」それ自体をその内部に包摂したものとして把握され，更にそれに民族解放斗争への直面という第2の「国際的契機」が加わって，ともにアメリカの海外膨脹における特質形成の直接的かつ積極的要因をなしたと理

解してよいであろう。[13]

ところで，我々はアメリカ海外膨脹の特殊性に関して氏が指摘される個々の要因には基本的に賛成であり，それらは正当に評価されるべきであると考えている。しかしながら，氏も十分認識されていることと思われるが，これらの要因は極めて一般的，抽象的であり，それらを列挙することですべてが事足りるというわけにはいかないであろう。つまり，個々の要因とアメリカ海外膨脹の特殊性を短絡させることは許されず，個々の要因を更に事実を基礎に経済学的，政治学的に論理化する作業が必要とされるということである。

以上3点にわたって問題を提起してみたが，1点目，2点目については本稿Ⅱにおいて考察し，3点目についてはⅢにおいて，当面する時期のアメリカ資本輸出を通して，またそれとの関連で考察してみたい。

1) 高橋章「アメリカ帝国主義の特質に関する一考察」大阪市大　人文研究　19巻8分冊 pp. 75—76（以下，高橋第Ⅰ論文と記す）
2) 高橋章「十九世紀末スペイン植民地の独立戦争とアメリカ帝国主義」大阪市大　人文研究　20巻9分冊 p. 68（以下，高橋第Ⅱ論文と記す）
3) 高橋第Ⅰ論文 p. 104
4) 高橋第Ⅰ論文 p. 103
5) 高橋第Ⅰ論文 p. 105
6) 高橋第Ⅰ論文 p. 105
7) 高橋第Ⅱ論文 p. 68
8) 高橋第Ⅰ論文 p. 105，第Ⅱ論文 p. 69
9) 高橋第Ⅰ論文 p. 105，第Ⅱ論文 p. 69
10) 岡倉古志郎・蠟山芳郎編者「新植民地主義」岩波書店 p. 31
11) 土生長穂「新植民地主義にかんする理論的諸問題」(アジア・アフリカ講座，第1巻「A. A. LA と新植民地主義」勁草書房　所収) p. 9
12) 高橋氏が，アメリカは「これらの条件（大陸的膨脹の伝統とその結果たる広大な国内市場の存在—引用者）のため世界分割戦に立ちおくれ」(第Ⅰ論文 p. 105) たことを指摘されているのはこのことを示したものであろう。
13) アメリカ金融資本の特質形成の要因に関しては，例えば森恭氏は次の点を指摘されている。(1)政治権力，経済的活動における州単位または地域的経済圏の独自な活動の余地の存在とその分散的，流動的性格のアメリカ金融資本への反映，(2)イギリスからの資本輸入への依存性。その内容は，帝国主義段階における資本輸出

の意義一般にとどまらず，より具体的には，イギリス投資家の代弁者としての機能によってアメリカにおける支配をうちたて，ウォール街の動向を主導する投資銀行モルガン商会の態度はイギリス資本の動向に規定されるという性格，(3)経済的フロンティアの存在,「すなわち，原料と完成品生産の不均衡，農業と工業の対立，低賃金による独占的収益と市場狭隘性の矛盾が，金融資本をつよく国外に駆りたてるほどに顕現していなかった」こと。森氏はこれら3点をアメリカ帝国主義形成の特質における消極面として理解し，他方，積極的な側面として具体的に対ラテン・アメリカ進出をあげておられる（講座「帝国主義の研究」3アメリカ資本主義　青木書店 pp. 63—65)。氏の指摘は，すでにみた高橋氏の指摘と同様に多くの示唆を与えるものであるが，ここでの我々の関心から言えば，消極面と積極面の関連が不明確なまま残されている。

Ⅱ　アメリカの対ラテン・アメリカ進出とその実態

(一)　アメリカの対ラテン・アメリカ政策

アメリカの海外膨脹の歴史は，早くも1870年代はじめのサモア諸島をめぐる英，独との角逐[1]，1890年代初頭のハワイへの進攻[2]にみられていた。しかしながら，アメリカ帝国主義の海外膨脹に画期をもたらしたのは1898年の米西戦争であった[3]。なぜなら，この米西戦争を境に，アメリカは度重なる軍事干渉を伴う本格的な対ラテン・アメリカ進出を恒常的に実現させていくことになったと見做しうるからである。そこで，米西戦争以降のアメリカの対ラテン・アメリカ進出をキューバ，ドミニカ，ハイチ，ニカラグア，メキシコについて概観しておこう。これら諸国はいずれもアメリカ対外進出の好餌となった主要国であり，その内容を検討することによって，アメリカの対ラテン・アメリカ基本政策を見出すことができると思われるからである。

(i)　キューバ

米西戦争の直接の発端となったのは1895年のキューバのスペインに対する第2次独立革命であった。アメリカ政府と資本家階級はこのキューバ独立革命を「アメリカの経済的繁栄の観点」[4]から注目したのであり,「自国経済の繁栄の障害であるとみなしたキューバの動乱を終結させるため，キューバ革命派の勝利とキューバの完全な独立を阻止するため，そしてカリブ海から極東

に広がる海洋帝国の拠点を確保するために，キューバの武力干渉に踏み切った[5]」のであった。独立革命勃発の1895年から米西戦争開戦の1898年までの間に，資本家階級と政府の態度は，キューバにおけるスペインの主権の維持を前提とした解決から，アメリカの干渉によるスペインの主権の排除を前提とする解決へと傾斜していき[6]，しかもその際，「革命政府を承認しないという政府の方針は最後まで貫かれ，アメリカは『安定し独立した政府』を島に樹立するために武力干渉に乗り出したのであった[7]。」

従って，米西戦争開始時点でのアメリカの目的は基本的に二つであった。第一の目的は，キューバに対するスペインの主権を放棄させることであり，第二の目的は，アメリカにとって反好的であり，かつ安定した政府を創設するということであった。

1898年4月にアメリカはスペインに宣戦布告し，米西戦争はアメリカの一方的勝利に終った。同年12月のパリ条約によってキューバはスペインの主権を脱して「独立国」となり，この時点で第一の目的は達成されたが，第二の目的を遂行するために，アメリカは1899年以降キューバを占領し（第一次軍事占領），同島の政治はレオナルド・ウッド将軍に引継がれた。この第一次軍事占領は1902年5月に終りを告げることになったが，その間約3年半のうちにアメリカは第二の目的の遂行を可能にする基盤を創出したのである。その内容とはキューバ憲法に挿入されたかの有名なプラット修正法（The Platt Amendment）であった[8]。

1900年11月に，ウッド将軍はキューバ共和国憲法起草のためにハバナに国民会議を召集し，ここで起草された憲法は翌年2月に採択された。しかしながら，アメリカは陸軍長官ルートによって起草された数カ条を新憲法に挿入することを要求してきた。なぜなら，新憲法はキューバのアメリカに対する関係には全く触れておらず，この新憲法をそのまま承認することはアメリカにとって第二の目的遂行を不可能ならしめるからであった。キューバ国民会議は，ルートの追加条項は決してキューバの独立を侵すものではないことを指摘した陳述書を付加して，アメリカの要求を受け入れようとしたが[9]，ルー

トは無条件に憲法正文に追加されるべきことを主張し，キューバの受け入れを拒否した。この追加条項は，1901年3月にアメリカ議会を通過し，同年6月にキューバ憲法に組込まれた。ここにおいてアメリカは米西戦争以来の目的の遂行を基本的に完了した。

こうして，第一次軍事占領中にプラット修正法に体現されたキューバとの関係を楯に，以後第1次大戦までアメリカは1906—1909年の第二事軍事占領，1912年の軍隊上陸と二度の武力干渉を行っていったのである。[10)]

（ii）　ドミニカ

アメリカがドミニカへの進出を具体化するかなり以前に，グラント大統領（1869—1877年在職）はドミニカ獲得の意義を次のように述べていた。「サントドミンゴの獲得はその地理上の位置のために望ましい。同国はカリブ海と地峡に至る通商路の入口としての位置を占めている。同国は全西インド諸島のなかで，最も豊かな土地，最も大きな港，最も快適な気候，及び最も価値ある生産物に富む森林，鉱山をもっている。我々がそれを所有すれば，三年以内に莫大な量の沿岸貿易を築きあげるであろう……外国との戦争の場合には，関連するすべての諸島の支配を我々に与えるであろうし，そうすることによって敵が我々の沿岸付近に艦隊集合地を得ることを阻止するであろう。[11)]」

その機会は1904年にやってきた。19世紀後半以降ドミニカは自らの償還能力を超える巨額の公債を発行し，財政的困難に陥っていた。遂に1904年にドミニカは債務支払いに行き詰り，フランスとイタリアが力づくで債権を取り立てるために同島に軍艦を向かわしめたという情報が流れた。この機会を利用し，ヘイ国務長官はドミニカ政府に対し，その税関の接収をアメリカに要請するよう勧告した。実際に，ドミニカ政府にとってそれ以外に選択の道はなかった。かくて，1905年2月に両国間で条約案が作成され，それに基づいてアメリカはドミニカのすべての税関の接収，財政管理，内外の債務整理にあたることになった。この条約案はアメリカ上院によって批准を拒否されたが，同年，ルーズベルト大統領はそれに代るべき行政協定を締結した。かかるルーズベルト大統領の方針は議会の内外から厳しい批判を受けたが，上院

は上記協定を批准し，更に1907年2月に修正条約を批准した。この修正条約によってドミニカ政府は公債発行及び収入額の使途決定権をすべてアメリカに支配されることになった。

ここに至って，ドミニカに対するアメリカの金融的支配はほぼ完成をみたが，アメリカの干渉は決してこれだけで終ったのではなく，金融的支配を補完するために更に武力干渉を伴う政治的支配をも志向した。

1911年にドミニカ大統領狙撃事件が起り，臨時政府がつくられた。翌年，タフト大統領は状況調査のために二名の特使と750名の海兵隊員を派遣し，この特使の勧告で臨時政府大統領は辞任した。しかし，アメリカによるこの干渉は更なる革命的暴動を引起しただけであった。だがこの政治的干渉は，1913年に就任したウイルソン大統領によってもそのまま引き継がれた。すなわち，ブライアン国務長官は，アメリカの力は革命を抑圧し，"合法的政府"を援助するために用いられるであろうこと，また仮に革命が成功しても国務省はそれを承認せず[12]，ドミニカ政府に支払われるべき関税収入の一部を留保するであろうことを革命派に通告した。こうして，1913年及び1914年の選挙はアメリカが派遣した特使の監視及び管理のもとで行われることになったのである。

(iii)　ハ イ チ

ハイチもまたドミニカと同様に19世紀末から20世紀初頭にかけて，その償還能力をはるかに超えた対外債務をかかえており，政治的混乱がそれに拍車をかけていた。債権国であるフランス，ドイツ，イギリス等の西欧諸列強はハイチの政治的経済的不安定を収拾するために借款返済要求，税関管理要求等によって介入の意図を示していた。

他方アメリカも1910年のフランス資本の下でのハイチ国立銀行の改組問題に対し，アメリカ銀行業者の利益を獲得して干渉をはじめていた。国務省はアメリカ銀行業者の利益を保証するために，ハイチ国内の政府的混乱を口実に1914年と1915年に6度にわたって関税管理権の獲得を提案した。これらの提案はことごとくハイチによって拒否されたが，1915年7月に勃発した革命

は情勢を一変させ，アメリカにとっては願ってもない機会を与えたのである。この革命勃発によって一人の外国人も危害を加えられなかったにもかかわらず，革命勃発の翌日にアメリカの軍艦がポルトープリンスに投錨し，ケーペルトン提督によって海兵隊が上陸させられた。

かくて，海兵隊の占領と武力を背景に，アメリカはそれまで締結に失敗してきた条約をハイチに押しつけようとした。アメリカはまず革命による大統領殺害によって生じた選挙に介入し，アメリカの目的に積極的に協力する候補者をみつけだした。アメリカ海兵隊の厳重な警戒のもとに行われた8月の選挙で，アメリカの支持するダーティゲナーヴが大統領に選出された。選挙の2カ月後にアメリカは，ハイチ国会がハイチ大統領に対し，提案された条約を修正なしで受け入れる権限を付与する決議案の即時可決を希望するという内容の覚え書きとともに，以前よりも更に厳しい内容の条約案を提出した。ハイチ政府にこの条約を受け入れさせるために，アメリカはハイチの主要な十カ所の税関を占拠するようケーペルトン提督に指示した。これによってハイチ政府は国家収入の唯一の財源を奪われ，更なる圧力を加えられることになった。このようなアメリカの行動と条約に対するハイチ国内の反対は広がったが，9月にアメリカは戒厳令を布告し，同月，条約は修正なしで調印され，その即時実施のための暫定条約が起草された。しかしながら，アメリカにとってこれですべてが解決したわけではなかった。ハイチ憲法のもとでは，上院の批准がない限り，いかなる条約も効力を発することはできなかった。そこでアメリカはハイチ政府が使用すべき銀行券を押収し，その引き渡しを上院での条約批准と交換条件にした。このような圧力の下で，条約は11月にハイチ上院によって批准された。この条約は，アメリカ大統領の指名による総司税官と財政顧問の採用及び総司税官によって徴集された総収入額の使途の規定——ハイチ財政のアメリカ管理——（二条及び五条），公債増大及び関税改訂に関するアメリカの同意の必要（八条及び九条），ハイチ人によって組織され，アメリカ人によって指揮される警察隊を設置し，それは，とりわけ武器，弾薬，軍需品の監督，管理にあたること（十条），売却あるいは租借に

よる領土の譲渡の禁止（十一条）等を主要な内容としていた。

これによって，ハイチはドミニカと同様にアメリカの保護国と化してしまったのである。

（iv） ニカラグア

アメリカの対ニカラグア干渉には，パナマ運河にとって代るものとしてのニカラグア横断運河計画という戦略的考慮が働いていたことは明らかであった。

しかしながら，アメリカがその建設を提案した運河路線に包括される地域は中米諸国が各自の権利を主張しあっており，1906年には一連の革命と戦争が勃発し，1907年には中米五カ国を巻き込む戦争の危機が到来した。そこで，ルーズベルト大統領とメキシコのディアツ大統領が調停を申し出，同年各国代表がワシントンで会議を開き，一連の協定に調印した。そのなかで最も重要なものは，中米仲裁裁判所を設置したことであり，すべての紛争は最終的にそこで判断されることになった。

アメリカはこれらの協定には調印しなかったが，以後度々この規定を利用することによって支配的な役割を演じ，1909年の教書においてタフト大統領は次のように述べた。「1907年のワシントン会議は顧問としてのアメリカ政府に通告されていたので，我が政府はすべての中米五カ国から協定の維持のために努力することを絶えず要求されてきた。ほとんどすべての不満は，中米を緊張と混乱に陥し入れているニカラグアのゼラヤ政府に対するものであった。」[13)]

ゼラヤ政府はニカラグアに対する支配を確立しようとするアメリカの試みに執拗に反対していた。1909年に革命が勃発した。同年，ゼラヤ軍隊を乗せた船を爆破しようとした二名のアメリカ人が捕えられ，処刑されるや，アメリカは公然とゼラヤ政府と決裂して革命軍を支持するに至り，革命軍が不利とみるや，海兵隊を上陸させて政府軍の攻撃を阻止させた。

かくて，「アメリカの銃剣」の保護のもとに革命軍は政権を奪取し，1910年10月にアメリカはドーソンをニカラグア特使に任命して貸付交渉の開始を指

示した。この指示のもとに，同月，アメリカと革命指導者達はドーソン議定書と呼ばれる一連の協定に調印した。これらの協定は，大統領選挙の規定，債権を解決するための連合委員会の任命，貸付の条件をその内容としていた。このドーソン議定書はしばらくの間秘密にされたままであったが，革命派によって暴露され，猛烈な反対を引起した。

1911年4月，ニカラグア国会は憲法を採択し，借款を通しての外国支配に反対の方向を打ち出した。ドーソン議定書の暴露と憲法採択によってニカラグア人民とアメリカの対立が尖鋭化する一方，6月にノックス国務長官はアメリカが支配するニカラグア政府代表とノックス―カストリロ協定に調印した。この協定は，ニカラグアの借款とアメリカによる関税管理を規定したが，アメリカ上院によって批准を拒否され，アメリカは基本的にノックス―カストリロ協定と同じ内容の他の協定を提出した。その協定は9月に調印され，10月にニカラグア議会によって承認された。

その間，憲法の採択を阻止しようとしたエストラーダ大統領は辞職を余儀なくされ，彼の後継者であるデイアツ大統領は，この憲法を1912年1月31日まで公布しないことをアメリカに約束した。ニカラグア議会はこのアメリカの干渉をしりぞけ，1月12日に新憲法を公布したが，アメリカ銀行業者はこの憲法を無視して貸付契約を結んでいた。

このような事態のなかで，ディアツ大統領への不満は増大し，議会における反対党は選挙を要求した。アメリカは選挙の引き延しを策動したが，彼らは拒否し，7月に革命を宣言した。ここにおいて，またもアメリカ海兵隊がニカラグアに上陸して革命を敗北させ，11月の選挙でディアツが大統領に再選された。この革命を抑圧するために使われた諸経費のため，ディアツはアメリカから借款を受けなければならなかった。1912年11月に結ばれた借款契約はニカラグア議会によって拒否されたが，1913年10月に新たな借款契約が締結された。

この借款契約の交渉中に，国務省はニカラグア横断運河路線についても交渉を進めており，それによってニカラグアは300万ドルを受け取るはずであ

った。ブラウン商会（Brown Brothers and Co.）とセリグマン商会（J. and W. Seligman and Co.）による次の声明は，国務省の運河に対する思惑とアメリカ投資家の関係を端的に示していると言ってよい。「もしアメリカ上院が……フォンセカ湾における海軍基地の建設を批准し，またニカラグア運河建設の永久的権利を与えるニカラグアとの懸案の条約を批准するならば，条約に規定された補償金300万ドルの支払いは，同国政府を，地方債と債務のより大きな部分を償還できる地位におくであろう。」[14]

この懸案の条約は1916年2月に調印されたブライアン—チャモロ条約として知られている。この条約によって，アメリカは地峡横断運河建設権，フォンセカ湾における海軍基地の99年間租借権及びその更新権を獲得した。[15] ここにおいて，アメリカによるニカラグアの実質的な保護国化は完成した。既に触れたように，ニカラグア運河路線は中米諸国の紛争の的であり，とくにコスタリカとホンジュラスはフォンセカ湾の海軍基地建設に危惧の念を抱き，両国はこの条約が両国の権利を侵犯したとして中米仲裁裁判所に訴えた。裁判所は両国の主張を認め，ニカラグアに対して条約調印前の状態に復帰すべきであるという判決を下したが，アメリカはニカラグアにこの判決に従うことを拒否させ，この裁判所は1918年に崩壊した。[16]

（v）　メキシコ

ナポレオン三世のラテン・アメリカに対する植民帝国の野望が崩壊した1867年[17]以後の40年間は，ディアス政権のもとにメキシコとアメリカは友好関係を維持していた。ディアス政権下のメキシコ社会は表面上の繁栄を享受していたが，その間に恩恵を蒙ったのは大土地所有者と外国企業であり，メキシコ人民は極度に抑圧されていた。[18]

1910年の大統領選挙において，ディアスと争ったマデーロは票数の偽装で落選させられた。マデーロはディアスの辞職かまたは再選挙を要求し，それが拒否されるや，革命を宣言した。この革命は成功し，アメリカ政府の承認のもとにマデーロ体制は2年間続いたが，[19] 1913年2月にウエルタの反乱によって打倒された。しかしながら，ウィルソン大統領はウエルタ政府を承認せ

ず，ここに至ってメキシコとアメリカの関係は新たな局面に突入したのである。

大統領就任後3カ月も経ないうちに，ウエルタはカランサ，ヴィラ等に率いられた立憲主義者の反乱に直面し，立憲主義者を支持するアメリカは，(1)戦斗の即時中止と厳守されるべき休戦，(2)全国民が参加する自由な選挙の保障，(3)その選挙においてウエルタは大統領候補にならないこと，(4)すべての党派は選挙の結果を尊重し，新政府に協力することをウエルタに提案した。この提案はウエルタによって拒否されたが，ウィルソンはアメリカからメキシコへの武器，軍需品の輸出を禁止し，更なる干渉の準備を進めていた。10月の選挙において，ウエルタが暫定的な大統領に選ばれるや，アメリカは露骨にウエルタ打倒の意図を示し，パナマ運河通行税の廃止と引き換えに，イギリスにウエルタを見捨てることを約束させることによってウエルタ孤立政策を推し進めた。この間，アメリカの支持をうけたカランサ，ヴィラは北部で軍事的勝利を重ね，アメリカは自己の目的のためにはメキシコ国内の諸勢力の斗争を放任した方が有望であると判断して，1914年2月に武器輸出禁止を撤廃した。

ウエルタの政権獲得後，アメリカは積極的にメキシコの内政に干渉し，アメリカの望む秩序回復の機会をうかがっていたが，メキシコ当局によるアメリカ海兵隊員二名の逮捕に端を発した1914年4月9日の“タンピコ国旗事件”[20]はアメリカに絶好の口実を与えた。ウィルソンはアメリカの国民的興奮をかきたてるためにこの事件を利用し，武力行使の権限の付与を議会に要請した。

しかし，議会が大統領の要請に基づいて行動を起す前に，別の事件によってアメリカはベラクルスを占領した。1914年4月21日，ウエルタ軍のために武器を積んだドイツ船イピランゴ号がベラクルスに到着するという情報が入り，直ちにウイルソンの命令でイピランゴ号が停船を命じられるとともに，アメリカ海兵隊がベラクルスに上陸し，電報局，郵便局，税関，鉄道を占拠した。この表面上の理由は“タンピコ国旗事件”の賠償を求めることにあるとされたが，実際の目的は明らかにウエルタを追放することにあった。カラ

ンサは，アメリカのこの行動はメキシコの権利の侵害であるとして抗議したが，アメリカはそれを無視した。4月25日に，アルゼンチン，ブラジル，チリの三国が仲裁介入を申し出，ナイアガラにおいて仲裁会議が開かれた。この会議でのアメリカの目的はウエルタの排除と立憲主義者による政権獲得にあり，メキシコがこの提案を受け入れなければ，更なる武力干渉をも辞さないという強硬な姿勢を示したが，ウエルタの代表によって拒否され，結局会議は物別れに終った。

他方，カランサとヴィラは軍事的に優位を保ち，7月にウエルタは敗北して辞職した。これによってカランサが政権を獲得し，アメリカは両方の目的を達成したかにみえた。だが，1910年にはじまったメキシコ革命には，アメリカが予想もしなかった事態が進行していた。

それは，ほぼ1914年を境にメキシコ革命は個人的な政権争いの舞台から全社会階級を巻き込んだ社会的舞台に突入していたということであった。[21] メキシコ革命はその当初から北部ではカランサ，ヴィラ等が蜂起し，南部においても，北部の蜂起に呼応してエミリアーノ・サパタが政府軍に激しい攻撃を加えていた。マデーロの政権獲得にはこのヴィラ，サパタの動きが大きな役割を演じたのであった。[22] 1913年にマデーロを打倒したウエルタの反革命に対してもカランサ，ヴィラ，サパタは反乱を組織したが，カランサは自由主義的思想をもった大土地所有者であったのに対し，ヴィラ，サパタは貧しい農民階級の出身であった。この出身階級の違いに根ざす政治的立場の違いは，メキシコ革命を単なる政治革命に終らせるか，或いは政治革命による社会，経済革命（大土地所有制の解体＝農地改革）にまで徹底させるかという基本路線の違いにまで発展していくことになったのである。この対立は1914年を境に顕在化し，カランサ対ヴィラ，サパタの争いはカランサの勝利をもって終ったが，ヴィラ，サパタによって掲げられた革命の理念はメキシコの労働者，農民のなかに引き継がれ，1917年憲法という革命の「具体的な成文の綱領をうみだしたのである。」[23]

(ロ) 対ラテン・アメリカ政策と政府借款

これまでみてきたように，アメリカの対ラテン・アメリカ政策は「金融財政に対する干渉権のアメリカへの付与による金融的財政的独立の制限」[24]を特徴とする「金融的支配関係の設定」[25]を一つの軸として展開された。しかも，この金融的支配は中米・カリブ海諸国の慢性的な債務不履行を口実に，ある場合にはこれら諸国の対ヨーロッパ借款の対米借款による肩代りを通しての借款契約におけるアメリカの同意の必要，関税管理，財政管理をその主要な内容としていたことはすでにみた通りである。従って，これら諸国へのアメリカの金融的進出は，他産業へのアメリカ資本の進出以上により直接にアメリカの対ラテン・アメリカ政策と結びついていたと言えるのであり，それを担ったのはアメリカ金融業者であった。

以下，この局面が最も典型的に現われたと思われるドミニカ，ハイチ，ニカラグアへのアメリカ資本の進出を概観しておこう。

(i) ドミニカ

1893年にニューヨークの一アメリカ会社 San Domingo Improvement Co. が，オランダの企業によってドミニカ共和国に貸付けられた債権（17万ポンド）を買収し，同借款の支払いを保障させるためにすべての関税徴集権をも獲得した。1903年1月，両国政府は同借款決済の詳細を決定する仲裁委員会に関する議定書に調印し，ドミニカが支払不能に陥った場合には特定の税関を接収するためにアメリカが財政代理人を任命することに同意した。これがアメリカのドミニカ共和国における最初の金融的進出の足掛りであった。すでに触れたように，間もなくドミニカは支払い不能に陥り，アメリカがすべての税関を接収することによって，1905年の行政協定及び1907年の修正条約が締結された。この修正条約の規定のもとで，ドミニカは負債支払いのために2,000万ドルの証券を発行することになり，それは Kurn Loeb & Co. によって引き受けられた。更に，1914年に同条約のもとで National City Bank of New York が国務省の承認のもとに150万ドル（利率6分）の借款条約を結び，これまた関税収入を担保として支払いが保障されることになった。

(ii) ハ イ チ

ハイチへのアメリカの干渉が明確になった背景には National City Bank のハイチへの進出という事実が存在していた。1881年にフランス資本で設立されたハイチ国立銀行は同国国庫の管理を委託されていたが，1910年に同銀行はフランス銀行業者の新たな政府貸付に伴って改組され，ハイチ共和国国立銀行となった。以前と同様にこの銀行は同国国庫管理を委託され，フランス銀行業者との契約のもとにハイチ政府に対し年々一定額の貸付を行うことになった。

ここに至って，ノックス国務長官は，アメリカ銀行業者も加入すべきであると異議を申し立て，その結果 National City Bank, Speyer & Co., Hallgarten & Co., 及び Ladenburg, Thalman & Co. が各々新銀行の2,000株の応募者になった。やがて国務省は，新国立銀行のフランス株を買収して同行を一アメリカ銀行にすることがアメリカ資本家の利益であると勧告し，それに従って，まず1917年に National City Bank はアメリカの他の三社の株を買収し，更に2年後の1919年にフランス資本による当銀行のすべての資産を140万ドルで買収した。こうしてハイチ共和国国立銀行は National City Bank of New York の資産となり，1915年条約に基づいて任命された財政顧問は National City Bank によるハイチの金融的支配に着手し，ハイチに対し，National City Bank に好都合な新協定の締結を求めた[26]。以後，アメリカ政府は，アメリカ銀行業者の利益を保証するために積極的な干渉の手段をとりはじめることになった。

1917年3月，両国政府は1915年条約を更に20年延長する議定書に調印したが，そのなかに，10年以上にわたる貸付の緊急の必要性が述べられており，2年後の1919年に調印された議定書によってハイチは30年間で4,000万ドルの借款を要求することに同意した。1922年はじめに，財政顧問，National City Bank, Haitian—American Sugar Corporation 及び West Indies Trading Co. はハイチに対する貸付交渉を開始し，National City Bank, Speyer & Co., 及び Lee, Higginson & Co., が応募した。これは1919年

議定書による4,000万ドル貸付の一部であったが，この特権は National City Co.——National City Bank の一子会社——の手に握られていた。

(iii)　ニカラグア

1909年革命によるエストラーダの政権奪取後，ニカラグア特使として派遣されたドーソンは関税の一部を担保とすることによって保障される貸付交渉を指示され，国務省はその仲介の労をとることを約束した。この貸付計画を知ったブラウン商会は対ニカラグア貸付に応ずることを申し出た。

その間にもドーソンは与えられた指示を実行に移しており，1910年のドーソン議定書は一定の関税収入によって保障された借款を獲得するための政府の斡旋を規定した。1911年6月のノックス—カストリロ協定は1,500万ドルの借款応募を規定し，国務省はブラウン商会及びセリグマン商会と借款公募についての交渉を開始した。同月，1,500万ドルの貸付協定草案がアメリカ銀行業者によって提出され，その債権者はブラウン商会とセリグマン商会であった。この協定はアメリカ上院によって批准を拒否され，結局実現しなかったが，9月に別の借款契約が結ばれ，そのもとで，ブラウン商会とセリグマン商会は150万ドルの暫定貸付を行うことになった。[27] また同時に，これら銀行業者は国立銀行の改組に同意してその株式の51%を所有し，ニカラグアが49%を所有することになった。

その間，1911年4月にニカラグア国民議会は新憲法の採用を決定し，新憲法は議会だけに貸付の認可を与えることになったが，アメリカ銀行業者はこれを無視し，1912年3月に追加の借款協定を締結した。この協定が調印された2カ月後にアメリカ銀行業者はロンドンのエゼルバーガ・シンジケート (Ethelburga Syndicate of London) との協定に調印した。このシンジケートは1909年にゼラヤ政府によって発行されたエゼルバーガ公債の所有者であったが，同協定によれば，公債への利子と減債基金の支払い後のロンドンの残高はこのニカラグアの勘定としてアメリカ銀行業者に振替えられることになった。[28] この協定締結と同じ日にアメリカ銀行業者は3月の貸付契約を補足する別の契約に調印した。

1912年7月に勃発した革命は不成功に終ったが，その間に生じた諸経費は，ニカラグアがアメリカ銀行業者に借款を申し出ることを余儀なくさせ，11月に50万ドルの借款契約が結ばれたが，これはニカラグア議会によって拒否された。しかし，1913年のウィルソン大統領就任によって以前の政策踏襲が明らかにされるや，同年11月，200万ドルの借款契約が成立した。

1913年のブライアン—チャモロ条約によってニカラグアの保護国化が実質的に完成し，これ以後第1次大戦を通してアメリカ銀行業者は更に効果的な支配を推し進めていくことになった。

1920年にブラウン商会とセリグマン商会が管理するニカラグア鉄道の修理が必要となり，両商会は900万ドルのニカラグア借款公募に着手した。彼らによれば，その目的は，(1)エゼルバーガ公債をも含めて，ニカラグア対外債務の償還，(2)政府以外の企業によって所有されているニカラグア太平洋鉄道（pacific Railway of Nicaragua）の政府による買収，(3)大西洋岸に達する鉄道建設であったが，両商会はエゼルバーガ公債を支配し，また太平洋鉄道に株式を所有する政府以外の唯一の企業であった関係上，この貸付は利子とともに大部分彼らの手に戻ることになった。

1924年にニカラグアはブラウン商会とセリグマン商会への負債支払いを完了し，また太平洋鉄道はニカラグアに復帰した。更に同年，国立銀行におけるアメリカ銀行業者の株を30万ドルで買収した。しかしながら，このことはアメリカ資本によるニカラグア支配の終息を意味するものではなかった。ニカラグアの銀行及び財政条例改訂のために任命されたアメリカ人委員会は，前ニカラグア司税官代理であったリンドバーグとすでに最高委員会委員[29]であり，太平洋鉄道の重役であるジェンクスによって構成されており，ニカラグアに復帰後の太平洋鉄道の重役には，ジェンクスとともに最高委員であるチョエードが任命されたのであった。

(三) 小　括

以上の歴史的事実を検討することによって，我々が最初に提起した三点の問題のうち，一点目，二点目に関しては基本的に解答を与えることが可能で

あると思われる。問題とは，第1に，第1次大戦前のアメリカ帝国主義の海外膨脹を新植民地主義的特徴（その基準となるのは政治的独立の有無――政治的併合の有無――である）として把握することの可否であり，第2に，アジア及びラテン・アメリカへのアメリカ進出を共通の路線――「非植民的膨脹」を本質とする「門戸開放帝国主義」――として包括できるのか否かということであった。

第一点目の問題から検討してみよう。

すでにみたように，キューバにおいては1901年のプラット修正法，ドミニカ共和国においては1907年の修正条約，ハイチにおいては1915年条約，ニカラグアに対しては1910年のドーソン議定書及び1916年のブライアン―チャモロ条約という一連の保護条約によって，これら諸国は対外関係のみならず内政においても一定の制限を受けることになった。このことは，アメリカの立場からみればこれら諸国の保護国化に他ならなかった。しかも，この保護国化の過程は，度重なる海兵隊の上陸，占領という極めて露骨な武力干渉を梃子としての借款契約，関税管理，財政支配，軍事基地の獲得を含むものであった。この武力干渉は決して上記四カ国に限られたものではなく，メキシコ（更に本稿では触れなかったが，ベネズエラ，コロンビア等）に対しても行われた。ただメキシコに関しては，1910年にはじまったメキシコ革命が，やがて個人的な政権争いの域を脱して全社会勢力を巻き込んだ斗争に発展し，その背後にある資本主義的諸関係の発展とそれに伴う労働者階級の成長がこの革命を挫折させずに1917年憲法を生み出し，更に，アメリカの干渉を一定程度食い止めることができた一要因となったのである。

このようにみるならば，中米・カリブ海諸国がたとえ保護国という形式上の独立を受けとっていたとしても，それらを第2次大戦後に出現した新植民地主義支配のもとでの多数の「独立国」と同じ理論的な枠内で扱うことは二重の意味で誤りであろう。

それは第1に，いわゆる新・旧を問わず，植民地主義を如何に把握するかという基本的な問題に係わっている。この点で最も進んだ研究をしておられ

る岡倉氏達の見解は次の通りである。植民地主義とは「一個のオルガニズムとしての，帝国主義の植民地・半植民地・従属国にたいする支配と収奪の全体系のことであり，また，それに関連した帝国主義諸国間，独占資本相互間の関係の総体である。」[30]しかもそれは「帝国主義の不可欠な，有機的な構成要素であり，その重要な局面であるから，したがって，植民地主義を単なる政策，志向，イデオロギーなどに矮少化してしまうわけにはいかない。」[31]我々はこの見解に基本的に賛成であり，正しいものと考えている。植民地主義をこのように理解すれば，第1次大戦前のアメリカ帝国主義の対外進出を新植民地主義的特徴として把握することは極めて疑問と言わなければならないであろう。なぜなら，そこには，アメリカ帝国主義とその対外進出によって支配を受けた諸国との関係から植民地主義を問題にする視点はあっても，それを帝国主義世界体制に不可欠の有機的構成部分として把握する視点は欠落せざるを得ないからである。更に，この新植民地主義的特徴を第2次大戦後のアメリカ帝国主義による世界支配を展望する萌芽として理解するならば，それは，第1次大戦前と第2次大戦後の政策的類似点にのみ目を奪われることによって，植民地主義を「単なる政策，志向，イデオロギー等に矮少化」する誤りをおかすおそれが十分にあると言えよう。

第2に，むろんこのような我々の見解に対しては次のような反論が予想される。それは，植民地主義を単なる政策等に矮少化できないが，しかし，政策等は植民地主義の重要な構成部分をなし，従って，新植民地主義には旧植民地主義におけるそれらとは区別されるべき政策等があるのであり，その限りで，第1次大戦前のアメリカの対外進出を新植民地主義的特徴と規定しても問題はない，というものである。すでにみたように，これは，政策，諸手法に限定してではあるが，岡倉氏達に代表される見解であり，今この点に関する限りでの新，旧植民地主義政策の違いを氏の見解に即せば次のようになる。

旧植民地主義政策は，強固な植民地体制を基盤とした露骨な植民地支配，従って直接的な露骨な収奪と搾取が典型的であったが，新植民地主義政策に

おいては，「間接的支配」，つまり巧妙かつ陰蔽された支配を特徴としている。[32]

ここでは，新，旧植民地主義政策の違いは，間接的で巧妙かつ陰蔽された支配か，または直接的で露骨な支配かという点にあり，更に岡倉氏らにおいては，たとえ形式的であれ「独立国」はすべて巧妙かつ陰蔽された支配を受けざるを得ないという認識が前提されているかのようである。この基準自体あいまいなものであるが，いまこの基準を認めたとしても，すでにみたアメリカの対外進出は間接的で巧妙かつ陰蔽された政策を採用したと言えるであろうか。答えは否である。事実は，アメリカは最も露骨といえるほどの武力干渉を伴った，これまた露骨な関税管理，財政支配という政策を採用したことを示しているからである。

従って，第1次大戦前のアメリカ海外膨脹を新植民地主義的特徴として把握することは二重の意味で皮相な見解と言わざるを得ないであろう。

次に，第二点目の問題についてみてみよう。ここではアメリカの対アジア進出（具体的には対中国進出）についての検討をいままで捨象してきたが，これまでの研究に依拠して次の事実をとくに指摘しておかなければならないであろう。

それは，1899年末にイギリス，ドイツ，ロシア各国に向けられたジョン・ヘイの「門戸開放」通牒は，当時帝国主義諸列強が中国において有した勢力範囲の存続を前提として，その範囲内でのアメリカの通商上の在華権益を保障するために通商上の機会均等を要求していたにすぎないものであり，帝国主義諸列強による中国の共同管理，共同圧迫の提唱に他ならなかったということである。[33]

またここで我々は，「ヨーロッパの相互不干渉とアメリカ大陸のヨーロッパによる非植民地化を宣言した」[34]モンロー・ドクトリンとその拡大解釈に基づく変質過程，すなわち，ヨーロッパ列強のアメリカ大陸に対する不干渉，非植民地化の理念からアメリカのラテン・アメリカに対する干渉政策の理念への転化をも想起しなければならない。[35]この変質過程は20世紀初頭のルーズベルト・コロラリーによって一頂点に達した。それは，慢性的非行，無気力は

米州に限らず文明国による干渉を必要とするが，その程度が甚だしい場合には，西半球でモンロー主義を固守しているアメリカが国際警察力行使を余儀なくされるというものであり，通例，痛棒政策（Big Stick Policy）と呼ばれているものである。これ以後アメリカはこの政策に基づいて，すでにみた中米・カリブ海諸国への干渉を正当化していくことになったのである。しかもその際注意されるべきことは，アメリカによるラテン・アメリカ支配が，他列強による干渉はもちろんのこと，その資本進出をも積極的に排除しつつ，単独支配を要求していったということである。

これらの点をみたうえで，中国とラテン・アメリカへのアメリカの進出を比較するならば，そこには，常に「柔軟性」をもって現実に対応した進出は認められても，共通する路線に基づいた進出が存在したとは到底言い難いであろう。

更にまた，以上の二点の問題に関して次のことを強調しておく必要があろう。すなわち，アメリカの対ラテン・アメリカ支配の内容は「北アフリカにおけるフランス，朝鮮における日本，及びエジプトにおけるイギリスの話」[36]でもあり，それはやはり，「低開発諸国を扱う場合の巨大帝国の一般的経験」[37]であったということである。

もちろん，このように結論したからといって，我々はアメリカ帝国主義の対外進出の特殊性をあらゆる意味において否定しているのではない。それは，以上の結論の枠内においてであるが，アメリカが植民地制度に基づく植民地支配ではなく，保護国化という支配の道を選択したということに現われている。

項を改めて，この特殊性とアメリカ資本輸出の関連を探ってみよう。

1）アメリカは1878年にサモア王国と一条約を結び，それによってチュチュイラ島のパゴパゴ港を海軍基地として使用する権利を獲得した。この条約は同国に対するイギリス，ドイツの支配を阻止するために国務省によって利用され，1885—89年にかけてアメリカ，イギリス，ドイツの関係は悪化したが，1889年のベルリンの総条例によってサモアは上記三国の保護国となった（Scott Nearing and Joseph Freeman "Dollar Diplomacy" rep. 1970 pp. 244—45）。

2）1875年に締結されたアメリカとハワイの互恵条約によって，特定品質のハワイの

砂糖は対米無税輸出を認められ，その後輸出は大幅な増加を示したが，1890年のマッキンレー関税法はあらゆる砂糖輸入を無税とした結果，ハワイ糖業はキューバ，ジャワ，ブラジル等との激しい競争を余儀なくされた。その影響を受けてハワイ糖業は不況に陥り，ハワイ在住のアメリカ人蔗作者，貿易業者による併合要求は一段と強化された。1894年のウイルソン関税法はハワイ以外の砂糖に輸入税を復活し，ハワイ糖業は景気を回復したが，米西戦争を利用しての世論を背景に1898年7月にハワイはアメリカに併合された（Scott Nearing and Joseph Freeman, ibid., pp. 74—77）。

3）レーニンは，米西戦争を資本主義の最高の段階としての帝国主義への移行という「世界史の新しい時代の主要な歴史的道標」の一つとして位置づけている（レーニン「帝国主義と社会主義の分裂」邦訳「レーニン全集」大月書店 23巻 p.113）

4）高橋第Ⅰ論文，p. 92

5）高橋第Ⅰ論文，pp. 92—93

6）高橋第Ⅱ論文，pp. 75—79参照

7）高橋第Ⅱ論文，p. 79

8）プラット修正法と呼ばれるのは，それを提出した上院議員プラットにちなんでのことであり（起草したのは陸軍長官ルート），それは，1901年3月に軍事予算案の付随条項としてアメリカ議会を通過した。この法案はアメリカとキューバの将来の関係を規定したものであり，八条から成っている。主な内容は次の通りである。1.キューバはその独立をあやうくするような条約を外国と締結せず，また他諸国に対し，領土のいかなる部分をも支配する権利を与えないこと（第一条），2.経常歳入をもって支弁しえない債務契約を結ばないこと（第二条），3.一定の状況のもとでのアメリカの干渉権を認めること（第三条），4.アメリカに対し貯炭所或いは海軍基地に必要な土地を売却または貸与すること（第七条）。

9）キューバはプラット修正法の第三条をその主権に対する継続的な脅威とみなし，特に恐れていたといわれる（Scott Nearing and Joseph Freeman, op. cit., p. 166）。

10）これらの武力干渉について詳しくは Scott Nearing and Joseph Freeman, ibid., pp. 178—83参照。

11）Scott Nearing and Joseph Freeman, ibid., pp. 124—25

12）この干渉政策はウイルソンの不承認政策と呼ばれている（中屋健弘「干渉と不干渉の史的概観」ラテン・アメリカ研究7　pp. 5—8参照）。

13）Scott Nearing and Joseph Freeman., op. cit., p. 152

14）Scott Nearing and Joseph Freeman, ibid., p. 168

15）この条約によってアメリカは諸列強による利権獲得という危険性の排除，ラテン・アメリカとの外交的通商的関係の更なる緊密化，国防上の要塞の獲得，パナマ

運河投資の擁護という利益を得た（Scott Nearing and Joseph Freeman, ibid., p. 168）。

16) アメリカが自らの創造物を自らの手で破壊するに至った事実は，アメリカにとって中米仲裁裁判所は自らの目的を遂行させるための道具にすぎなかったということを端的に示したというべきであろう。

17) この点については，井上幸治編「フランス史」（新版）山川出版社　pp. 414—16，増田義郎「メキシコ革命」中央公論社　pp. 78—81参照。

18) ディアスは外国資本を歓迎し，1911年までにメキシコに投資された外国資本は，アメリカ10億5,800万ドル，イギリス3億2,100万ドル，フランス1億4,300万ドルであったのに対し，メキシコ資本の投資額は7億9,300万ドルであった。またディアスは大土地所有を積極的に容認し，1910年にはメキシコの約半分の土地が三千家族のものとなり，農家の1％が土地の85％を所有し，わずか834人の農園主がいただけであった。そしてこのもとで人民は軍隊の力によって残忍な弾圧をうけていた（Scott Nearing and Joseph Freeman, op. cit., p. 85, W・Z・フォスター，アメリカ政治史研究会訳「アメリカ政治史概説」上巻　大月書店　pp. 468—71参照）。

19) マデーロ政権の根本的な弱点としてフォスターは次の二点を指摘している。第一に，メキシコ革命は農業革命であったにもかかわらず，マデーロは根本的な土地改革に対して理解も共感ももっていなかったこと（マデーロ自身富裕な土地所有者であった），第二に，旧ディアス政権の支持者を一掃できなかったことである（W・Z・フォスター，アメリカ政治史研究会訳，前掲書　上巻　p. 473）。

20) この事件は，メキシコ軍事当局が軍事行動を指揮し，また許可を必要とする場所に二名のアメリカ海兵隊員が無断で上陸したために，メキシコ当局はそれを調査する間彼らを逮捕したものであるが，この事件に対し，メキシコ側は彼らをすぐに釈放し口頭で陳謝の意を表明したが，アメリカ側はメキシコがその領土内でアメリカ国旗に礼砲するという謝罪を要求した。

21) フォスターは次のように指摘している。「ふつう，これまでのラテン・アメリカにおこったかずかずの『革命』の例によると，メヒコ革命も，この血なまぐさい反革命（1913年のウエルタの反革命—引用者）の勝利のうちは，挫折しているはずだった。しかし，今度は事情がちがう。工業化がしだいにすすむにつれて，メヒコには，わかいが力づよい労働者階級が成長していたし，あたらしい都市中産階級や小資本家階級が成長していた。注目すべきことは，これらの階級が，農民や農業労働者（たいていインディアンとメスティーソ）といっしょになって，力づよい革命闘争を十分にやってゆけるほどつよくなっていたことである。」（W・Z・フォスター，アメリカ政治史研究会訳，前掲書　上巻　p. 474）ついでに付言しておけば，アメリカがウエルタ政権の打倒を意図したのは，この反革命に対す

るメキシコ人民への同情や正義感からではなく，メキシコの石油利権をめぐる諸列強との競争において，アメリカ政府が「ウェルタはイギリス石油業者に好意を寄せ，アメリカ石油業者には反対していると確信していた」(Scott Nearing and Joseph Freeman, op. cit., p. 92) からに他ならなかった。

22) この点については，W・Z・フォスター，アメリカ政治史研究会訳，前掲書　上巻　pp. 475—77及び増田義郎，前掲書　pp. 109—11参照。

23) W・Z・フォスター，アメリカ政治史研究会訳，前掲書　上巻　p. 477。この1917年憲法はメキシコの労働者，農民の圧力によってカランサが制定を余儀なくされたものであった（同上，p. 478）。

24) 楊井克巳「アメリカ帝国主義史論」東大出版会　p. 103

25) 楊井克巳，前掲書　p. 103

26) この協定は，国務省と National City Bank によって協定された銀行契約の変更，旧ハイチ国立銀行の新ハイチ共和国々立銀行への譲渡，財政顧問が通商上必要と認める以外の外国貨幣の輸出入の禁止をその内容とするものであり，これに対しては，National City Bank の卑しい進貢者になりさがるという理由で，外国資本家はもちろんのこと，アメリカの商社でさえもが反対したといわれる（Scott Nearing and Joseph Freeman, op. cit., p. 145)。

27) この借款契約は次の条件を含んでいた。(1)借款のうち10万ドルは提案された銀行の最初の資本として使用され，残りはニカラグアの幣制改革のために使用されること，(2)幣制改革のために銀行業者は財政専門家を雇い，ニカラグアが彼らに俸給を支払うこと，(3)銀行業者は幣制改革に使用すべき140万ドルを United States Mortgage and Trust Co. に預金すること，(4)借款は関税への抵当権によって保障されること，(5)関税は，銀行業者の指名，国務長官の承認，ニカラグアの「任命」によるアメリカ人によって徴集されること，(6)関税は銀行業者の同意なしで変更されないこと，等々（Scott Nearing and Joseph Freeman, ibid., p. 159)。

28) 楊井克巳，前掲書　p. 120参照。

29) 最高委員会（High Commission）はニカラグアの歳出を監督するために1918年に任命されたものである。同委員会は一名のニカラグア人と二名のアメリカ人によって構成され，後者はアメリカ国務長官によって選ばれた。同委員会の報告書はニカラグア政府とアメリカ国務省の両方に提出される。

30) 岡倉古志郎・蠟山芳郎編著，前掲書　p. 32

31) 岡倉古志郎・蠟山芳郎編著，前掲書　p. 33

32) 岡倉古志郎・蠟山芳郎編著，前掲書　p. 42

33) アメリカの対中国政策に関して，詳しくは菊井礼次「アメリカ『門戸開放』政策形成の史的要因」(一)，(二)，(三)，岡山大法経学会雑誌　23，24，25号参照。

34) 清水知久「アメリカ帝国」亜紀書房　p. 90

35) この点詳しくは，中屋健式，前掲論文及び鈴木巌「米国のラテン・アメリカ政策」神戸大「南米研究」11号参照。
36) Scott Nearing and Joseph Freeman, op. cit., p. 172
37) Scott Nearing and Joseph Freeman, ibid., p. 172

Ⅲ　対外進出の特殊性と資本輸出

(一)　アメリカの経済的進出

まず，これまでみてきたアメリカの対ラテンアメリカ支配のなかで，アメリカ独占資本がどの程度の経済的進出を行っていたのかという点をみておきたい。その際，第1次大戦前にアメリカの干渉と支配の対象となった地域はほとんどが中米・カリブ海諸国であり，それらは主に農業国と産油国，つまり食料及び原料供給国であったことを想起し，従って以下とりわけ農業及び石油産業についてアメリカ独占体の進出の状況をみておくことにしよう。

(i)　糖　業

アメリカ資本の糖業進出はキューバにおいてその典型を見い出すことができる。キューバ糖業へのアメリカ資本の進出は1830年代にはじまり，1838年以来，砂糖ブローカーである E. Atkins & Co. がキューバのプランターに食料と桶材の信用供給をはじめており，また代理機関の設置或いは取引先を通じての砂糖買付けをも行っていた。[1] つまり初期のアメリカ資本は主として貿易関係を通して進出をはかっていたのである。

ところが，1880年代から90年代初頭にかけてキューバ糖業は一転換点を迎えることになった。この転換をもたらした要因としては，1868—78年の「10年戦争」(第1次独立戦争) がもたらした奴隷解放による労働力問題，ヨーロッパ甜菜糖業との価格及び品質競争，1890年のマッキンレー関税法の成立[2]をあげることができよう。このような局面に対応して，キューバ糖業は鉄道を媒介にしてのプランテーションと製糖所の結合及び両者の長期契約を通して機械化による再組織化，近代化を遂行することになったが，その際，「特にマッキンレー関税法の粗糖無税条項は製糖所とプランテーションへのアメリカ資本の進出を促した[3]」のである。

またここに至って，従来キューバ糖業の生産部面の外にいたアメリカ資本は積極的に生産部面内に入り込んでいくことになったのである。こうして，1890年代に新たな進出を開始したアメリカ資本は，1894年のウィルソン関税法及び1895年の第二次キューバ独立革命の勃発によって一時中止を余儀なくされたが，米西戦争後の保護国化によってキューバの安定が獲得されるや，更に一段と活発化することになった。

すなわち，1890年代に入り，American Sugar Refining の社長であるハヴマイヤーはアトキンズ家と協力して1892年に Trinidad Sugar Co. を買収し，1893年にはニューヨークの糖商リオンダ家と提携していた商人集団は Tuinucu Cane Sugar Co. を組織した。更に90年代中葉には，一アメリカ会社が9,000エーカーの土地を所有して中央工場[4]“Santa Teresa” を建設し，これは1918年に West India Sugar Corporation に引き継がれた。米西戦争後についてみれば，R. B. ホーレーが1899年に Mercedita 製糖所及び7,000エーカーの土地とともに Cuban-American Sugar Co. を設立し，更に同年，66,000エーカーの土地を買取り，当時キューバ最大の製糖所を建設した。後にこの会社は改組されて持株会社になり，そのもとにいくつかの会社が統合された。またリオンダ家は他の同業者とともに1899年に Francisco Sugar Co.（16,000エーカーの土地を所有し，1914年までに50,000エーカーに増大）を組織し，1910年には Washington Sugar Co.（76,000エーカーの土地を所有し，後に200,000エーカーに増大）を設立した。1913年にコネチカットに設立された West Indian Sugar Finance Corporation は西インド諸島の製糖会社に融資を行い，キューバ糖業にも進出した。

以上が代表的な例であるが，1905年までに，キューバにはおよそ29のアメリカ所有の製糖所が存在し，収穫高の21％を製糖していた[5]。第1次大戦までにそれらがかなり増加していったことは言うまでもない。このように米西戦争以降アメリカ資本は積極的にキューバに進出することになったが，このことはすでに触れたように，キューバ独立革命へのアメリカの干渉が「アメリカの経済的繁栄の観点」から行われたこと，従って，アメリカ糖業資本の利

害を代表していたことの当然の帰結でもあった。またその結果，アメリカの対キューバ・西インド諸島直接投資は1897年の4,900万ドルから1914年の2億8,100万ドルに増大し，なかでも，糖業投資は2,400万ドルから1億1,500万ドルへと大幅な増加を示すことによってアメリカ資本輸出を主導していくことになったのである。

（ii） 熱帯果物

「海外で操業するアメリカ果物会社にとって，熱帯果物とバナナは実際に同一の言葉である。」[6]と言われていた。従ってここでは，バナナ産業へのアメリカ資本の進出を概観しておけば十分であろう。

アメリカと中米・カリブ海諸国のバナナ貿易の歴史は19世紀前半にさかのぼるが，これが多少とも本格的に行われるようになったのは1870年代に入ってからのことであった。1870年以降，ロレンソ・D・ベイカーというアメリカ人船長がバナナ貿易において大きな利益を獲得し，1885年に Boston Fruit Co. を設立した。同社は七つの子会社を所有し，バナナの買入れ，運搬，販売をその主要な活動としていた。

他方，その間にコスタリカにおいて鉄道建設の利権を獲得したマイナー・C・ケイスが1890年にその鉄道を完成させたが，その後彼はロンドンの株式所有者への債務支払いと輸送量の不足に悩まされ，その資金難を克服するためにバナナ産業に進出して1893年までにアメリカにバナナを輸送する三つの会社を所有した。やがて，ケイス所有のニューオリンズにおける販売機関であった Hoadley & Co. の破産による財政的打撃とそれに代る販売機関の必要をきっかけに Boston Fruit Co. とケイス所有の会社は1899年に合併して United Fruit Co. となった。

United Fruit Co. はその後1910年にイギリスの会社である Elders & Fyffes, Ltd. を買収することによってイギリス資本を放逐し，文字通りの国際独占体に成長するとともに，アメリカ国内の有力な競争会社をも次々に淘汰[7]することによってその独占力を一段と強化した。

United Fruit Co. の進出を地域的にみると，その初期においては，キュ

ーバ，ドミニカ，ジャマイカ等のカリブ海諸国に重点がおかれたが，やがて，これら諸国に比べてバナナ栽培の自然的社会的条件において優れていた中米諸国に活動の舞台が移されていくことになった。なかでも，コスタ・リカにおいては同社成立後の約15年間，中米諸国中最大のバナナ耕地を所有し，最大の生産量を誇っていた。United Fruit Co. はコスタ・リカを中米諸国における拠点として，パナマ，ニカラグア，グァテマラ，ホンジュラス，コロンビアに進出していくことになったのである。[8]

ところで，United Fruit Co. が成立した1899年は米西戦争の翌年にあたり，アメリカ帝国主義が積極的にその対外進出を開始しはじめた時期とほぼ一致していたことは注目に価しよう。この意味で，同社の経済的進出は次の指摘が十分考慮されたうえで理解される必要があろう。「もともとユナイテッド会社は，アメリカ帝国主義の最初の開花期に設立され，アメリカ政府の支持のもとに，その汎米政策の一環を担当した会社[9]」であり，「少なくともその初期においては，かってのわが国の南満州鉄道会社に似たような『国策会社』であった。[10]」

（iii）石油産業

20世紀初頭から第１次大戦前後にかけてのアメリカ石油資本の対外進出は表１にうかがえるように，ラテン・アメリカ，なかでもメキシコを中心に行われた。従ってここでは，地域的にメキシコに限定してみておこう。[11]

1882年の内燃機関の発明及び1898年のディーゼル機関車の発明はそれ以前の石油に対する需要の制限を突破し，以後石油は無限の需要をもつ一商品となった。

このような状況の変化を背景に，1880年代，90年代にアメリカ石油資本は海外進出を企てていたが，メキシコにおいては，その石油資源が本格的に開発されはじめたのは20世紀に入ってからであり，その先鞭をつけたのがアメリカ資本であった。それ以前にアメリカ資本は石油配給資本としてメキシコ市場を独占していたが，[12] ディーゼル機関車発明の２年後，つまり1900年にカリフォルニア生まれの E. L. ドヘニィがメキシコに28万エーカーの土地を

表1　アメリカ直接投資　石油生産（100万ドル）

	1897	1908	1914	1919	1924
ヨーロッパ	—	3.5	8	7.5	12
ルーマニア	—	2.5	5	7.5	12
ロシア	—	1	3	—	—
カナダ・ニューファンドランド	6	15	25	30	40
西インド諸島	1	2	3	5	32
メキシコ	1.5	50	85	200	250
中米	—	—	—	3	3
南アメリカ	2	5	22	83	220
コロンビア	—	—	2	20	55
ペルー	1	3	15	45	65
ベネズエラ	1	2	5	18	100
アジア	—	—	—	—	15
計	10.5	75.5	143	328.5	572

出所：C. Lewis "America's Stake in International Investments" 1938, p. 588。

32万5千ドルで獲得し，後に隣接する15万エーカーの土地を買入れた。ついで彼は Mexican Petroleum Company of California を組織した。1901年に最初の Ebano の油井が掘られ，その後採掘が進むにつれてメキシコの石油生産量は爆発的に増大した。[13] 1910年代後半にはアメリカに次ぐ世界第2位の石油産出国となり，「1920年までに，アメリカを除く世界のすべての石油生産量を凌駕するに至った。[14]」

メキシコの石油産出量の増大につれて，その後アメリカ石油会社が続々とメキシコへの進出を開始したが，ほとんど時を同じくしてイギリス資本もまた進出した。その最初はカウドレー卿の率いるピアスン商会（S. Pearson & Sons, Ltd.）であった。同商会はメキシコ政府の依嘱を受けて港湾事業を行っていたが，その過程で石油利権に着目し，1908年に Mexican Eagle Oil Co. を組織することによって，それまでメキシコ石油市場を実質的に支配していたドヘニーの前に大きく立ちはだかった。[15] 続いてイギリス＝オランダ資本である Royal Dutch-Shell も進出し，「1918—1919年にはメキシカン・イーグルを併合し，イギリス＝オランダ資本陣営の一本化が行われた。[16]」

かくて，アメリカ資本とイギリス＝オランダ資本の間に激しい競争が展開されていくことになったが，この競争は1910年にはじまるメキシコ革命における情勢の展開と密接に関連していたのであり，その意味で，メキシコの内政は外国資本によって一層混乱に拍車をかけられたことは確かであった。[17]

このような覇権争いは，1923年の革命によって成立し，アメリカ石油資本に好意的であったオブレゴン政府以後アメリカの不動の優位に帰着したが，ほぼこの時期までのアメリカ石油資本の進出は，その集積・集中を通して大きく二つのグループに分けられよう。その一つは，最初にメキシコに進出したドヘニー系の諸会社であり，他の一つは，1918年以降積極的にメキシコに進出したスタンダード系の石油諸会社であった。[18] 第１次大戦前後にはドヘニー系が優位を保っていたが，「1925年スタンダード群はドヘニー群の在メキシコ資産を買収することにより，ドヘニー群にまさる優位を獲得した」[19]のである。

(ニ)　アメリカ資本輸出の性格

第１次大戦前のアメリカ資本輸出は，1914年においてイギリスの約⅛，フランスの約⅓，ドイツの約½にあたる35億ドルであり，量的にみれば決して主要な資本輸出国といえる地位にはなかった（表２）。

表2　英・仏・独・米の対外投資残高（100万ドル）

英		仏		独		米	
年	額	年	額	年	額	年	額
1885	6,370	1880	3,000	1883	1,250		—
1895	7,800	1890	4,000	1893	2,500～3,300	1897	685
1905	10,000	1900	5,600	1905	3,800～4,500		—
1909	11,400	1910	8,000		—	1908	2,525
1914	19,600	1914	9,000	1914	5,500～6,300	1914	3,514

出所：戸原四郎「ドイツ金融資本の成立過程」東大出版会　p. 354　及び C. Lewis, op. cit., p. 606 より作成。

しかしここでは，量的規模に拘泥せず，アメリカ資本輸出の性格を浮彫りにするために，第１次大戦前の主要な資本輸出国であったイギリス，フランス，ドイツの資本輸出との運動形態及び投資形態における対比からみること

にしよう。

まず，イギリスはその残高において圧倒的な地位にあり，1870年代以降第1次大戦までにその額を4.8倍に増大させてフランス，ドイツ，アメリカの残高合計を上回る資本輸出を行っていた。その間の地域分布における比重からみれば，ヨーロッパ・近東及びアメリカが低下し，逆に帝国内とラテン・アメリカが大きく上昇した[20]。1913年において，対ヨーロッパ投資がわずか5.8％であったのに対し，カナダ・ニューファンドランド，オーストラリア，ニュージーランド，南アフリカ，インド，セイロン等の帝国内へ47.3％（植民地帝国主義），ラテン・アメリカへ20.2％，アメリカへ20.1％と食料及び原料生産国への投資が大きく，「イギリス海外投資のうち約3％は本来第1次生産物生産国でない諸国に向けられ，80％以上は第1次生産物輸出に著しく依存していた諸国に投下されたといって誤りではないであろう[21]」と言われる状況であった。これを産業別にみると，1913年残高のうち40.6％が鉄道証券，29.9％が政府・地方団体証券に向けられ，鉄道と公債への投資が全体の70％を占めていた。しかも，「直接に鉄道になされた投資でさえも，そこで産業利潤そのものを得るのが目的ではなく，その殆ど大部分が社債または優先株で所有され，普通株の所有は少量であったので，この投資の性格は，利子を生む資本として，いわゆる貸付資本の輸出ないしは間接投資をなすものである。公債への投資は同じ性格をより典型的に示すはいうまでもない[22]。」従って，第1次大戦前のイギリス資本輸出はその投資形態において証券投資を主体としていたのである。

フランスは，1914年において，ロシア，トルコ，スペイン，バルカン諸国を中心とするヨーロッパ諸国への資本輸出が60％を占め，自国植民地，アフリカ，ラテン・アメリカ等への投資が40％であったが，20世紀に入ってからの傾向として，自国植民地及びラテン・アメリカの相対的重要性は見逃してはならないであろう。このフランス資本輸出の圧倒的な部分は貸付資本，従って証券投資形態であった（高利貸的帝国主義）[23]。

ドイツについてみれば，資本輸出の大きな部分は「国際的事業を助成する

ためにドイツ諸銀行が行った活動の結果[24]」であり，その60—70％は証券投資であった[25]。地域分布でみると，オーストリア，ハンガリー，ロシア，トルコ，バルカン諸国などのヨーロッパ向け投資が約半分を占め，その他ではラテン・アメリカとアメリカ・カナダが各々16％を占めていた。ドイツの場合には，イギリス，フランスに比べて植民地領有が極めて少なかったという点をも反映して，自国植民地への投資は極めて小さかったと推定されているが，ヨーロッパ向け投資の比重が大きかったことは，フランスとともにヨーロッパにおける政治的軍事的支配の目的が働いていたといえよう。

このようにみてくると，第1次大戦前のイギリス，フランス，ドイツの資本輸出は，「フランスおよびドイツの政治的，軍事的目的のいくつかの借款を別にすれば，投資の大部分は未開発の第1次生産物生産国に向けられ，主な借手は最高の収益を提供できる諸国であった[26]」と言われるように，その運動形態においては植民地・従属国に向けられ，その投資形態においては証券投資が主流を占めていたことは明らかであった。

これら三カ国に比較して，アメリカ資本輸出は明らかに異った様相を示していた。表3によれば，19世紀末から1914年までのアメリカ資本輸出はその残高において5倍強という大幅な増加を示したが，その形態においては直接投資の占める割合が圧倒的に高く，1897年93％，1908年65％，1914年75％であった。1897年から1908年にかけて証券投資は8億ドル以上の増大を示し，1908年には残高の35％を占めるまでに至ったが，その後直接投資が依然として順調な増加を示したのに対し，証券投資は完全な停滞を示した。従って，第1次大戦前のアメリカ資本輸出は全体として直接投資に代表される様相を示していたといって間違いない。これを地域別，産業別にみると，直接投資のほぼ50％は一貫してラテン・アメリカに向けられていた。ラテン・アメリカは第1次産品の生産に依存する低開発地域であり，この地域における農業，鉱業・精錬業，石油生産，鉄道各部門への投資は食料，原料資源の獲得とその輸送手段の確保を主な目的とする投資であった。しかも，食料，原料資源及びこれらの輸送に関連する部門（鉄道，公益事業）への投資合計は1897年

表3　アメリカ海外投資地域分布　1897—1914年（100万ドル）

	1897		1908		1914	
	直接投資	証券投資	直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
ヨーロッパ	131.0	20.0	369.3	119.9	573.3	118.5
カナダ	159.7	30.0	405.4	291.8	618.4	248.8
キューバ・西インド諸島	49.0	—	195.5	30.0	281.3	55.0
メキシコ	200.2	—	416.4	255.6	587.1	266.4
中央アメリカ	21.2	—	37.9	3.1	89.6	3.6
南アメリカ	37.9	—	104.3	25.4	323.1	42.6
アフリカ	1.0	—	5.0	—	13.0	0.2
アジア	23.0	—	74.7	160.5	119.5	126.4
オセアニア	1.5	—	10.0	—	17.0	—
計	634.5	50.0	1,638.5	886.3	2,652.3	861.5

出所；C. Lewis, op. cit,, p. 606
但し，各年の直接投資の合計には地域分布は分らないが，銀行への投資，1897年1千万ドル，1908年2千万ドル，1914年3千万ドルが含まれている。

3億8,700万ドルで全投資の62%，1908年5億5,300万ドルで60%，1914年16億700万ドルで61%と常に60%以上を占めていた。従って，第1次大戦前のアメリカ直接投資は，地域的にはラテン・アメリカを中心にし，その性格においては食料，原料資源という第1次産品の獲得とその輸送を中心に行われていたといってよいであろう。

ここまでみてくると，アメリカ資本輸出の特徴はもはや明らかであろう。第1次大戦前のアメリカ資本輸出は，その運動形態においてはイギリス，フランス，ドイツの資本輸出にみられたそれと基本的に一致していた。つまり，その主要な部分は第1次産品の獲得を主な目的として低開発諸国に向けられていたのである。他方，その投資形態については，イギリス，フランス，ドイツのそれが証券投資を主流にしていたのに対し，アメリカは直接投資を主流にしていた点において際立った特徴を示していた。

更に，この投資形態にみられたアメリカ資本輸出の特徴は，我々が当面の対象として検討しようとするラテン・アメリカ地域についてみるならば，当時ラテン・アメリカに対する最大の資本輸出国であったイギリスとの関係に

おいて，極めて重要な内容の相違を表現したものに他ならなかった。

この内容の相違とは，結論を先取りして言えば，アメリカ資本輸出は直接的な生産過程そのものをも把握することによって自らの利害を体現する志向を示したのに対し，イギリス資本輸出は，基本的には社会的生産過程の一般的諸条件をなす事業（鉄道，公益事業等）に向けられ，直接的生産過程を掌握しようとはしなかったということである。

このことは，アメリカ対外進出の最初の拠点とされた中米・カリブ海諸国にも鮮明に現れていた。つまり，キューバにおいては，アメリカ資本がその主要産業である糖業に対し，製糖所，プランテーションの獲得を通して積極的に生産部面に入り込んでいったのに対し，イギリス資本は主に鉄道に向けられ[27]，砂糖及びコーヒーについては，1911年にわずか5～6つのイギリス所有のプランテーションが存在したにすぎなかった[28]。また，メキシコにおいては，イギリス資本は主に鉄道，土地，鉱山，公債，銀行へ殺到したが，その多くが証券投資として，しかもアメリカとカナダの支配下にある企業の社債，株式に向けられ[29]，石油生産，鉱業・精錬業等のメキシコ経済の重要な部門の生産過程をも掌握していったアメリカ資本とは対照的であった。更に，メキシコ以外の中米諸国についても，イギリスは熱帯果物，砂糖，コーヒーのプランテーションにほとんど関心を示さなかった。ただこれら生産物については，イギリスは労働力が豊富でかつ賃金の安い自国植民地によって十分に供給されていたという点を見落すことはできないが，逆にアメリカ資本は United Fruit Co. の巨大な"バナナ帝国"を通してその生産を掌握してしまったのである。

このようなアメリカ資本輸出の特徴は先に我々が検討したアメリカ独占体の進出によっても明らかである。つまり，キューバの糖業，中米・カリブ諸国の熱帯果物へのアメリカ資本進出の歴史は，まず貿易資本として生産部面の外部に現われ，後にプランテーションの獲得を通して生産部面をも掌握していったことを教えており，またメキシコの石油についても，最初は石油配給資本として現われ，後に石油生産資本へと発展していったことを示してい

るのである。

従って，アメリカ資本輸出が直接投資をその主流にしていたということは，生産部面をも積極的に把握しようとするアメリカ資本の現実の動態を反映したものであり，直接投資こそがその目的の遂行に最も適合的な形態に他ならなかったのである。

(三)　対外政策と資本輸出の関連

第1次大戦前の中米・カリブ海諸国に対するアメリカの支配は，たとえそれを政策に限定しようとも，保護国化という一見新植民地主義的特徴を有するかのごとく現象したが，その内容を検討してみれば，決してそれが新植民地主義的特徴とは言えないものであるということは既に述べた通りである。

とすれば，ここで一つの問題が生じよう。それは，保護国化という一見新植民地主義的特徴を示しながら，その内容においては当時の植民地支配と基本的に同一であったというこの「矛盾」は何故生じたのか，ということである。

我々は，この「矛盾」をもたらした要因としてアメリカ資本輸出が大きな役割を演じたと考えており，この「矛盾」とアメリカ資本輸出の論理的関連を探っておくことにしよう。

すでにみたアメリカ資本輸出の特徴，すなわち，直接投資形態をとり，他国経済の直接的生産過程をも包摂しようとする資本輸出は，一般的に他国経済の支配にとって最も直接的かつ有力な手段であることはいうまでもない。しかしながら，このことは他面では当該国人民との矛盾，軋轢をも激しくせざるを得ないという性格をもっている。なぜなら，直接的生産過程こそ当該国経済の根幹をなすものに他ならないからである。これに対して，イギリスを中心とする証券投資に代表される資本輸出は，それが直接的生産過程の外にある社会的生産過程の一般的諸条件の整備に向けられている限り，直接的生産過程を包摂する資本に比較して，当該国経済の支配という点に関する限り立遅れざるを得ないのであり，逆にそのことは，当該国人民との矛盾，軋轢を尖鋭化させる要因とはなりにくい。

しかし，ここで指摘した矛盾，軋轢はあくまでも一般的なものであり，当該国の経済構造によって根本的に規定され，かつそれを媒介することによってはじめて発現の具体的可能性を与えられるであろう。従って，ここでラテン・アメリカ諸国の経済構造について，基本的な特徴のみを簡単に触れておくことにしよう。

16世紀以降のラテン・アメリカにおける経済構造は，母国であるスペイン，ポルトガルから移植されたラティフンディオとよばれる大土地所有制をその基本的な特徴としており，それは現在もなお支配的である。この大土地所有制はアシェンダ及びプランテーションという二類型をもっている。このうち，コロノ制度と総称される前資本主義的，半農奴制的搾取形態に基礎をおくアシェンダが現在なお大部分を占めており，一部にプランテーションが存在する。プランテーションは大規模な資本主義的経営を導入することによってアシェンダを転化させたものであるが，この過程はアメリカ資本の進出を主要な契機として行われてきたのである。しかし，そこではアシェンダにみられた半農奴制的な搾取方法を最大限に温存・利用し，他方で自由な賃労働者を導入することによってなしくずし的な転化が行われてきたのである。[30]

しかも，1810年代，20年代の独立革命以降のラテン・アメリカ諸国は，ほぼ1850年代以降イギリスを中心とする自由貿易体制の網の目に固く結びつけられ，1880年代以降外国資本による鉄道建設を軸に急速な「経済的発展」を遂げていくことになった。1880年代以降第１次大戦までの時期は，言うまでもなく，自由競争段階から帝国主義段階への移行という世界史的転回を内包した時期であり，ラテン・アメリカ諸国にとっての「経済的発展」とはモノカルチュア経済の構造的定着を通しての外国資本への従属性の深化の過程であり，また食料，原料資源供給地として帝国主義世界体制の一環に包摂される過程であった。[31] この過程はラテン・アメリカの大土地所有制の温存を軸に進行したところに大きな特徴があったといってよい。

そこで，このような経済構造の特徴をもつラテン・アメリカ諸国に輸出されたアメリカ資本はどのような矛盾，軋轢を生み出すかということであるが，

この点でキューバ糖業へのアメリカ資本の進出に関してではあるが，次の指摘は傾聴に値する。

「……キューバ糖業を支配した金融資本は，その生産面では，精糖工場を頂点とし，中間に種々の媒介をもちながらも広範な債務奴隷的コロノを底辺とする資本蓄積構造を形成していたのである。この構造は，一面では，その危機（例えば不況の際の生産制限など）をコロノに転嫁し得る安定性と共に，他面では，過剰労働力吸収の基盤に欠ける後進諸国において排出されたコロノの極端な貧窮やそれに起因する社会的・政治的矛盾の発現を強制するという特殊な不安定性をもつものであったことが特に注意されねばならない。」[32]

しかし，すでに触れたラテン・アメリカ諸国の経済構造からいって，この指摘は単にキューバのみにあてはまるものではなく，程度の差こそあれ，アメリカ資本が進出した中米・カリブ海諸国のすべてに妥当するものであることは明らかであろう。

更に，当時のアメリカ資本輸出は，「これらの共和国（中米・カリブ海諸国―引用者）でアメリカ企業家と土着政府と国民との間に結ばれている相互関係は甚だ特徴的」[33]であり，アメリカ企業は「国家中の国家をなしている。」[34]「この大陸（南アメリカ大陸―引用者）に於けるアメリカ投資の特殊性は彼等の企業がヨーロッパの企業とは反対に当該国の国民経済と同化しないという点にある。」[35]と指摘されうる性格をもっていた。

以上を要するに，ラテン・アメリカ諸国の経済構造を根本において規定する大土地所有制に立脚してアメリカ資本輸出の特徴が強制する矛盾の発現という特殊な不安定性は，アメリカ資本輸出を体現するアメリカ企業が「国家中の国家」或いは「当該国の国民経済に同化しない」という立場にたたざるを得なかったという状況をつくり出していたということである。

とするならば，このような事態を「……未だこの時期にあっては，中米及びカリブ海諸国の国内経済そのものの内部において支配の担い手を形成する程には，アメリカの直接投資はそこに強固な基盤を有してはいなかった」[36]ことを示すものであり，「……中米及びカリブ諸国支配が海兵隊という軍事力に

よって補完されざるを得なかった理由は……当時なおその国内経済全体にまで支配力を及ぼすには至らなかったアメリカ金融資本の経済力の限界に求められる[37]」と理解することは，事実の一面のみを強調することになりかねないのではないだろうか。というのは，この理解では，アメリカ資本輸出が当該国の支配の担い手を形成するまでに支配を強化するようになれば，当該国人民との間に生ずる矛盾，軋轢は消滅するかのようである。つまり，支配が強化されれば，それに対応して矛盾の側面は後退するかのようである。確かに，アメリカ資本による支配力が強化されるならば，たとえ一時的にせよ，それに応じて矛盾の発現が現象的に緩和されるということは十分あり得ることであろう。しかしながら，そのことは，矛盾の発現が力によって抑圧されることを意味しても，矛盾それ自体が緩和されることを意味するものではない。

アメリカ資本輸出が特に顕著に有する相対立する二側面は，一方の側面である支配が強化されるならば，それに対応して他方の側面である矛盾，軋轢も客観的に激化せざるを得ないという論理的関係にあるのであり，この関係は，それが具体的に当該諸国の経済構造に媒介されたとしても何等変化するものではない。つまり，ラテン・アメリカ諸国においてアメリカ資本の支配が進展すれば，大土地所有制に基づいて発現を強制される矛盾を内包する特殊な不安定性それ自体も一層増大せざるを得ないのである。従って，矛盾が客観的にどのように進行しているのかということと，それがどのように具体的に発現するのかということは明らかに別の問題であり，この両者の関係は，更に多くの具体的要因（例えば権力の性格の問題，民族解放斗争の進展の問題等々）を媒介しなければ明らかにされ得ないのであるが，今ここでこれらの点に立入って検討を加える余裕はない。ここでは，アメリカ資本輸出のもつ相対立する二側面は，ラテン・アメリカ諸国の経済構造に媒介されてもその関係を変化させず，支配の強化に伴って矛盾，軋轢も深化せざるを得ないという点を確認するにとどめたい。

さて，以上のアメリカ資本輸出の検討から，先に提起した問題――アメリカの対中米・カリブ海諸国支配における形態と内容の「矛盾」――に対して，

次のように答えうるであろう。

中米，カリブ海諸国におけるアメリカ資本による支配の強化は，同時に当該諸国人民との間の矛盾，軋轢をも客観的に深化させたために，支配における保護国化という形態と露骨な武力干渉を伴うという内容の「矛盾」をもたらす大きな要因となったということである。つまり，アメリカは，一方での資本による支配の強化にもかかわらず，他方での矛盾，軋轢の累積，深化という事態に対処せんがために，矛盾のより大規模な発現を抑圧せんがために露骨な武力干渉を伴う露骨な関税管理，財政支配を行わざるを得なかったのである。従って，この支配における形態と内容の「矛盾」とは，一面ではアメリカ資本輸出に体現された支配の強化と矛盾の累積，深化というジレンマの反映であり，他面ではそれを克服するためのアメリカ帝国主義の苦悩の産物であったとも言い得るであろう。

1) C. Lewis "America's Stake in International Investments" 1938, pp. 264—65
2) キューバは1870年までに世界一流の蔗糖産地になっていたが，その輸出市場もほとんどアメリカに依存していた。1890年のマッキンレー関税法はキューバに繁栄をもたらしたが，スペイン本国の重商主義政策に基く差別関税による自由貿易の制限と1894年のアメリカの関税法改訂（40%の粗糖関税復活——ウィルソン関税法 ——はキューバに経済的不況をもたらし，第2次独立革命の直接の誘因となった（楊井克己，前掲書，pp. 4—6，及び同「米国独占資本とキューバ」東大経済学部創立三十周年記念論文集第Ⅲ部「国際経済の諸問題」所収，有斐閣 pp. 93—94参照)。
3) C. Lewis, op. cit., p. 266
4) 中央工場は "Central" と呼ばれ，これを中心にしたセントラル制度の内容は「蔗作のみを行うにいたったプランテーションと甘蔗圧搾を行うセントラルとが軽便鉄道によって連結されていることにある。」（楊井克己，前掲書 p. 44）
5) C. Lewis, op. cit., p. 268
6) C. Lewis, ibid., p. 279
7) United Fruit Co. のアメリカ国内有力企業との競争及びその淘汰の内容については，楊井克己，前掲書 pp. 201—04参照。
8) これら諸国における United Fruit Co. の活動については，楊井克己，前掲書，pp. 205—08，及び小原敬士「ユナイテッド・フルート会社と『バナナ共和国』」一橋論叢 58巻1号 pp. 61—65参照。

9）小原敬士，前掲論文　pp. 52—53

10）小原敬士，前掲論文　p. 53

11）石油産業に対する投資は生産部門への投資と配給部門への投資に分けることができる。生産部門への投資ははっきりと原料資源獲得という性格をもっているのに対し，配給部門への投資はタンカー，パイプライン，貯蔵庫等の製造業的性格をつよくもっている。生産部門へのアメリカ投資がラテン・アメリカを中心に行われたのに対し，下表にみられる如く，配給部門の投資においてはヨーロッパが相当の比重を占めていたというこの地域的分布の相違は上の性格の違いを反映したものに他ならない。従って，配給部門へのアメリカ投資は産油国に対するアメリカ資本の進出を反映しえないのでここでは除外した。また産油国に対する当時のアメリカ資本輸出はその圧倒的部分が直接投資であり，従ってアメリカ資本の進出を直接投資額から判断してほぼ間違いない。

アメリカ直接投資　石油配給（100万ドル）

	1897	1908	1914	1919	1924
ヨーロッパ	55	95	130	150	180
キューバ・西インド諸島	1	3	3	10	10
南アメリカ	3	10	20	30	50
アフリカ	1	2	5	10	20
アジア	14	36	40	50	60
オセアニア	1	2	2	25	75
計	75	148	200	275	395

出所；C. Lewis, op. cit., p. 579。

12）1901年までのメキシコの石油市場は，ディアスから石油輸入の独占権を獲得していた Waters-Pierce Oil Co. が独占しており，同社持株の35%を M. Clay Pierce が所有し，65%をスタンダード石油が所有していたといわれる(C. Lewis, op. cit., p. 221)

13）公式の記録によれば，1904年22万バーレル，1906年100万バーレル，1909年には333万バーレルに達し，翌年の1910年にはその4倍の1,405万バーレルを生産したといわれる（Scott Nearing and Joseph Freeman, op. cit., p. 86）

14）Scott Nearing and Joseph Freeman, ibid., p. 87

15）ディアス大統領が外国資本を歓迎したことはすでに触れたが，彼は個人的にもカウドレー卿と親しく，また特定の人間がメキシコの国政に支配的な影響を及ぼすことをさけるために，外国資本家の力を均衡させるという政策を追求していた。その後ディアスはイギリス石油会社に好都合な利権を与え，1910年に大統領に八選された時には，イギリスが他国に対して決定的な優位に立つことは確実だと思

われていた。1910年のマデーロの革命にはアメリカからの財政的援助があったといわれる（Scott Nearing and Joseph Freeman, ibid., pp. 87—89）

16) 楊井克己，前掲書　p. 150

17) この点については，Scott Nearing and Joseph Freeman, ibid. Ⅳに詳しい。

18) 詳しくは，楊井克己，前掲書　pp. 160—61参照。

19) 楊井克己，前掲書　p. 161

20) ヨーロッパ・近東とアメリカの比重は，1870年の各々29.3%と25.5%から1885年の13.5%と23.1%，1913年の12.4%と20.1%へと低下し，帝国内とラテン・アメリカは1870年の各々34.4%と10.8%から1885年の51.9%と11.5%，1913年の47.3%と20.2%へと上昇した（U. N. "External Financing in Latin America" 1965, p. 9）

21) Royal Institute of International Affairs "The Problem of International Investment" 1937，楊井・中西共訳「国際投資論」日本評論社　p. 133

22) 生川栄治「イギリス金融資本の成立」有斐閣　p. 240

23) 「この国（フランス—引用者）では，在外資本は主としてヨーロッパに，なによりもロシアに（100億フランをくだらない額が）投下されている。しかも，それは主として貸付資本すなわち国債であって，産業企業に投下される資本ではない。イギリスの植民地的帝国主義と区別して，フランスの帝国主義は高利貸的帝国主義と呼ぶことができる。」（レーニン「資本主義の最高の段階としての帝国主義」邦訳「レーニン全集」22巻　pp. 279—80）

24) Royal Institute of International Affairs, op. cit., 楊井・中西共訳，前掲書　p. 137

25) 第1次大戦前のドイツ資本輸出に関して，特にイギリス資本輸出との性格の相違を強調する見解が存在する。例えば戸原四郎氏は，その一つとしてドイツとイギリスの投資形態におけるかなり著しい相違を指摘しておられる。すなわち，「イギリスでは，レントナー的な投資家の層が厚く，そのため対外投資も確定利付証券へのそれが支配的であった」（戸原四郎「ドイツ金融資本の成立過程」東大出版会　p. 256）のに対し，ドイツでは「外国産業への投資の比重がイギリスより大きかった。ちなみに，レンツによると1914年のドイツの対外投資推定額310億マルクのうち，在外企業への投資は約220億マルクにのぼり（1900年には50億マルク），これらの企業投資の約半額は，証券によらない直接の投資であったといわれる。」（同上，p. 356）

ここには二つの問題が含まれている。第1に，氏のいわれる投資形態とは何を意味しているのか？ヒルファーディングの分類による「利子を生む資本」の輸出と「利潤を生む資本」の輸出（或いはそれに対応する「貸付資本形態」の輸出と「産業資本形態」の輸出<補注>）を意味しているのか，それとも，「直接投資」と「証券投

資」という分類を意味しているのかあいまいである（この点については後に触れよう）。第2に，もし後者の分類に依っているとするならば，ドイツ資本輸出に占める直接投資は約¾であり，一ノ瀬氏も指摘するように，戸原氏の立場からすれば，むしろその圧倒的部分が直接投資形態であることが論理的に首尾一貫しているのであるが，事実はそのことを示してはいない（一ノ瀬篤「資本輸出に関する一考察（その一）」広島商大論集　12巻1号　p. 148）。

また佐々木隆生氏は，自由主義段階における資本輸出は貸付資本の過剰として把握されるが，帝国主義段階においては「産業資本あるいは貸付資本という実体を欠いた形態が，形態規定として現象してくる」（佐々木隆生「現代資本輸出研究の再検討」世界経済評論，Vol. 18 No. 9 pp. 75—76）と指摘され，産業資本形態での資本輸出を代表するものとしてドイツとアメリカをあげておられる。すなわち，「イギリス，フランスのいわゆる確定利付証券投資中心の資本輸出に対して，ドイツの資本輸出は外国での企業設立を一支柱としており，正確は期し難いが，F・レンツによれば，1914年において資本輸出総額は310億マルクのうち220億マルクがそうした項目に属する。更にまた，アメリカ合衆国も急速に債権国家への道を歩み始めており，C・ルイスによれば，1914年の資本輸出総額35億1380万ドルのうち『直接投資』は26億5230万ドルに及び，この面ではアメリカは『先進国』であった。」（同上，p. 76）かくて，「『在外企業設立』，『直接投資』等の項目には，本来貸付資本形態に属する販売会社が入っていることに留意しなければならないが，帝国主義段階の資本輸出において産業資本形態での資本輸出が，排除されえないばかりか，一大支柱としての位置を占めたことを結論しうる。」（同上，p. 76）。

佐々木氏は戸原氏と違って，明確に産業資本形態と貸付資本形態という分類に基いてドイツとアメリカの資本輸出を強調しておられる。我々は，産業資本形態での資本輸出が帝国主義段階において有する意義については正当に評価されるべきであると考えている。しかしながら，氏においても，戸原氏についてと同様の疑問が残る。というのは，氏においては「産業資本形態での資本輸出＝直接投資形態での資本輸出」として把握されているかのようである。このような見解は，すでに示したように，ドイツ資本輸出においては産業資本形態での輸出が約¾を占めていたのに対し，直接投資は約⅓にすぎなかったという事実によって否定されている。

そもそも，「利潤を生む資本の輸出」・「利子を生む資本の輸出」（或いはそれに対応した「産業資本形態での輸出」・「貸付資本形態での輸出」）という分類は外国における資本の機能形態を基準にしているのに対し，「直接投資」・「証券投資」という分類は在外企業に対する支配権の有無を基準にしたものであり，従って両者の分類基準は異っているのである（この点については，中西市郎「現代国際投資論」

ダイアモンド社　pp. 62—63参照)。この両者を混同することによって生ずる危険性はすでにドイツ資本輸出の現実が示しているのである。

従って，佐々木氏のような意味での産業資本形態での資本輸出をもってドイツとアメリカを同一に語ることは許されないのであり，帝国主義段階における資本輸出は「産業資本形態」と「直接投資」の関連をどのように把握するかという問題を検討したうえで，更に究明しなおさなければならない一側面を含んでいるのである。この点については他日を期す以外にないが，ここではアメリカ資本輸出の特徴を明らかにするために,「直接投資」・「証券投資」という分類を用いている。

＜補注＞

ヒルファーディングは次のように述べている。「資本の輸出には，輸出する国の立場からすれば二つの形態がありうる。つまり資本は利子をうむ資本として，または利潤をうむ資本として外国へ移住する。利潤をうむ資本としては，それはまた産業資本，商業資本または銀行資本として機能することができる。」(ヒルファーディング，林要訳「金融資本論」国民文庫(2)　p. 236)「貸しつけ資本形態での資本の輸出よりもはるかに大きく作用するのは，産業資本の輸出」(同上，p. 240)である。

この二つの引用の脈絡から判断して，ヒルファーディングにおいては,「貸しつけ資本形態」での輸出と「利子をうむ資本」の輸出は同一の意味で使用されているが,「産業資本形態」での輸出は「利潤をうむ資本」の輸出の内容の一部をなすものとして使用されているようである。

26) Royal Institute of International Affairs, op. cit., 楊井・中西共訳，前掲書　p. 139

27) D. C. M. Platt "Latin America and British Trade 1806—1914" 1972, p. 301

28) D. C. M. Platt, ibid., p. 301

29) D. C. M. Platt, ibid., pp. 300—01

30) これらの点について詳しくは，木田和雄「ラテン・アメリカにおける土地所有形態の特質」関西大学商学論集　9巻1号参照。

31) 拙稿「ラテン・アメリカ市場への英・米の進出」北大経済学研究　24巻2号参照。

32) 珠玖拓治「中南米における新植民地主義の端緒形態」富山大経済論集　15巻1号　p. 12

33) メカニーク「アメリカ合衆国の資本輸出」(経済批判会訳編「アメリカ資本主義の諸問題」叢文閣版所収) p. 163

34) メカニーク，前掲論文　p. 163

35) メカニーク，前掲論文　p. 167

36) 珠玖拓治，前掲論文　p. 13

37) 珠玖拓治，前掲論文　p. 13

むすび

これまで議論してきた問題点と結論を要約的に示しておこう。

(1)第１次大戦前のアメリカ海外膨脹において，中米・カリブ海諸国は「保護国」という烙印を押されることによってアメリカの支配下に包摂された。これら「保護国」は当時一般的であった強固な植民地制度に基づく植民地支配とは異り，形式上の独立を付与されていたがために，アメリカの対外進出の特殊性を強調する見解が存在する。それは，アメリカによる中米・カリブ海諸国支配を新植民地主義的特徴をもったものであると規定し，これら諸国を第２次大戦後の新植民地主義支配下での多数の「独立国」と同一の論理次元で扱うものである。しかし，かかる見解は二重の意味で誤りであろう。第１に，植民地主義とは帝国主義世界体制に不可欠の有機的構成部分をなすという世界史的な視野の欠落において，第２に，たとえ上述の規定を新植民地主義支配に固有の政策に限定して使用するとしても，アメリカによる中米・カリブ海諸国支配の内容は，新植民地主義政策に特徴的な間接的で巧妙かつ陰蔽されたものではなく，露骨な武力干渉を伴った支配であったことを事実は示していた，という意味においてである。

(2)更に，アメリカの対ラテン・アメリカの進出と対アジア進出（具体的には対中国進出）を共通の基本路線に基づいた対外進出――「非植民的膨脹」を本質とする「門戸開放帝国主義」――として把握する見解が存在するが，これもまた謬見である。なぜなら，アメリカの対中国進出の基本政策であった「門戸開放」通牒は，諸列強の勢力範囲を前提としての諸列強による共同支配・共同管理を提唱したものであり，これに対し，対ラテン・アメリカ進出は，他国債権の買収，関税管理，財政支配を通しての単独支配に他ならなかったのであり，モンロー・ドクトリンとその変質過程の歴史がそれを示している。

(3)それでは，アメリカの対ラテン・アメリカ支配が，当時の支配的な形態と異る保護国化という形態をとりながら，何故その内容においては当時の植

民地支配と変わるところがなかったのであろうか。それにはアメリカ資本輸出の動態が大きな役割を演じていた。アメリカ資本輸出は直接投資を主流として直接的生産過程をも掌握しようとする志向を示したが，このことは，一面では，当該諸国に対する支配を極めて有効ならしめると同時に，他面では，当該諸国人民との矛盾，軋轢をも尖鋭化させざるを得ないという相対立する二側面を最も強く内包するものであり，しかも現実の過程においても，支配の強化が同時に矛盾の累積・深化をもたらすというジレンマを含むものであった。アメリカの対ラテン・アメリカ支配における形態と内容の「矛盾」は，このジレンマを克服するためのアメリカ帝国主義の苦肉の策であり，その意味で，アメリカ資本輸出が内包するジレンマの反映でもあったと言い得るであろう。

以上三点の結論は，アメリカ帝国主義の対外進出の全体像を明らかにするうえでの出発点にすぎない。この課題を遂行するためには，本稿でもとりあげたが，高橋章氏によって指摘されているような種々の要因を更に具体化しなければならないであろう。

我々がアメリカ資本輸出の検討を通してアメリカの対ラテン・アメリカ支配との関連を探ったのは，そのための一つの試みではあるが，それ自体多くの課題が残されている。それは，すでに示唆しておいたように，矛盾の客観的な進行とその発現を媒介する種々の要因を更に分析しなければならないということである。これらは後日の課題としておきたい。